

3 具体的取組みに関する個別表

< 推進項目一覧 >

県民との連携・協働（県民参画の視点）

	頁
1 県民の自主的活動の促進と県民との パートナーシップの形成（ - 1 ） -----	2 6
2 県民意見の反映（ - 2 ） -----	3 2
3 分かりやすい情報の提供（ - 3 ） -----	4 0

市町村との分担・連携（住民基本の視点）

1 相互の役割分担に基づく連携と協力（ - 1 ） -----	5 2
2 市町村に対する支援（ - 2 ） -----	5 8
3 市町村への権限移譲の推進（ - 3 ） -----	6 2

行財政システムの確立（組織風土の改変：成果・現場重視の視点）

1 新たな改革への取組み（ - 1 ） -----	6 4
2 これまでの改革の深化・徹底（ - 2 ） -----	7 8
3 適正な定員管理（ - 3 ） -----	1 1 0

推進項目	- 1 県民の自主的活動の促進と県民とのパートナーシップの形成			
取組項目	(1) 第 期県民運動の推進	担当グループ名		
		県民文化グループ		
取組の内容				
<p>第 期県民運動全体計画書（平成15年3月策定）に基づき、次の取組みを行います。</p> <p>推進委員会による県民運動の推進 県民運動全体の総合プロデュース機能を担う「県民運動推進委員会」を設置し、県民運動の企画、計画、運営を行います。 また、その有効性・妥当性については外部の評価モニターが検証を行います。</p> <p>「オフィスうつくしま」の設置 県民運動の拠点となる「オフィスうつくしま」を設置します。（設置場所：福島市） また、「オフィスうつくしま」に、専従スタッフとして活動応援人「フィールドワーカー」「広報スタッフ」を配置します。</p> <p>県民活動への支援 「フィールドワーカー」等を中心に、県民が主体的に活動していくために必要な情報の収集・提供やアドバイス、活動のコーディネート等を行います。</p> <p>（数値目標：フィールドワーカーの活動件数を18年度末に年間500件、 県民運動活動者数を18年度末に年間5,000人を目指す。）</p>				
取組の工程表				
主な取組事項		15年度	16年度	17年度
推進委員会及び評価モニターの設置		→		
推進委員会による県民運動の推進		→	→	→
オフィスうつくしまの設置		→		
県民活動への支援		→	→	→
備考	<ul style="list-style-type: none"> 活動応援人「フィールドワーカー」：県民が活動している現場（フィールド）に出向き、アクティブに情報収集や提供を行い、活動をコーディネートする専従スタッフ 県民運動活動者：「美しいふくしま」をつくるために主体的に活動する人 			

“うつくしま、ふくしま。” 県民運動の推進（第 期）

第 期県民運動がめざすもの

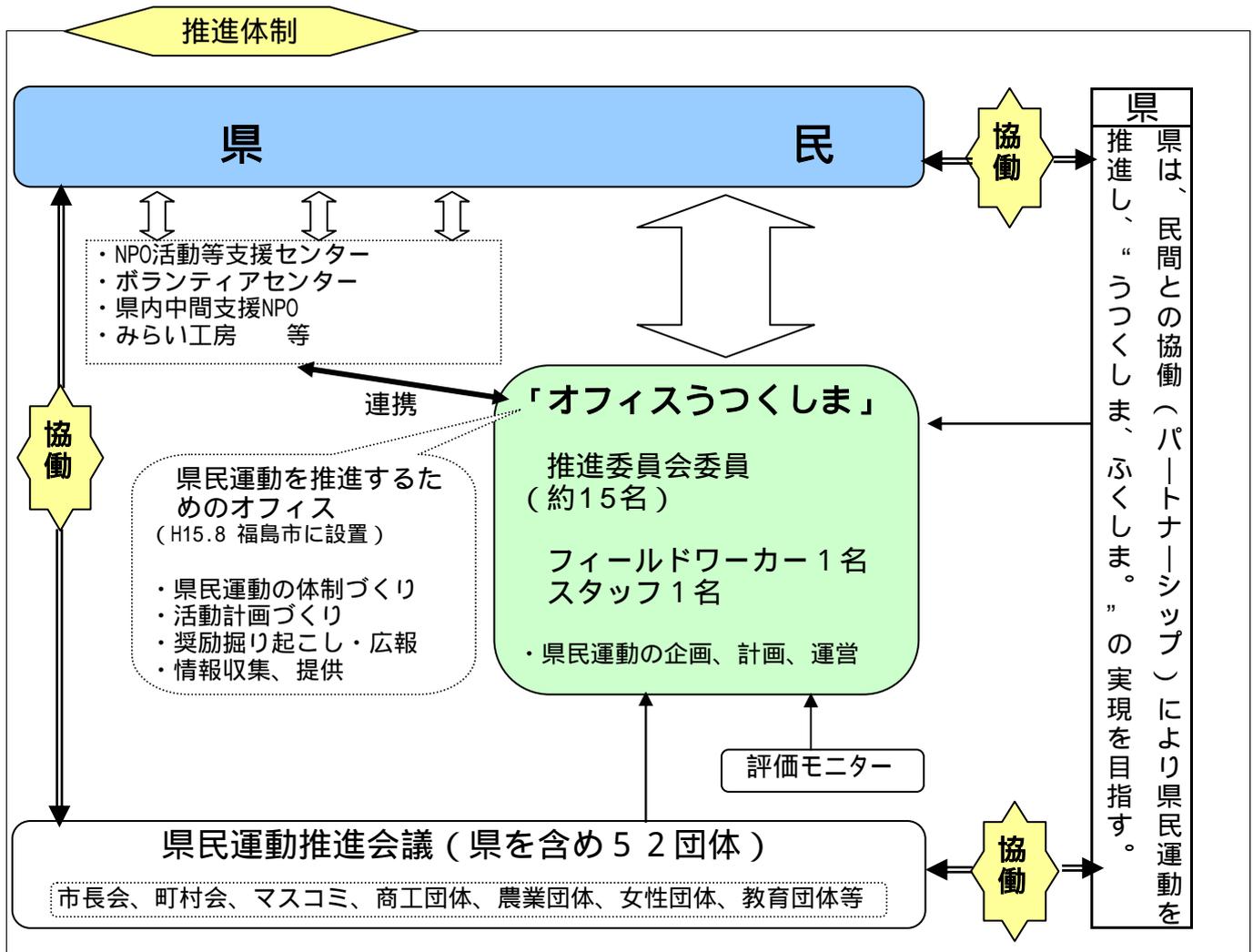
なんのために

県民（個人、グループ、団体等）が、社会に対するそれぞれの“思い”や“夢”を実現できる福島県をつくる。

それぞれの活動が、必要に応じて結びつき、連携するネットワーク型社会をつくり、暮らしやすく誇りの持てる福島県をつくる。

なにをするのか

県民一人ひとりが主体的に活動に取り組み、仲間づくりや活動の連携をひろげていけるような社会システム（社会環境）をつくる。



推進項目	- 1 県民の自主的活動の促進と県民とのパートナーシップの形成			
取組項目	(2) ボランティア・NPOとの連携・協働	担当グループ名		
		県民文化グループ 地域福祉グループ		
取組の内容				
<p>協働のマニュアル策定及び事業協働の推進 「福島県におけるNPOとの協働に関する指針」に基づき、協働を実践するための手引きとなる「協働のマニュアル」を作成し、全庁的に事業協働を推進します。</p> <p>組織基盤強化の支援 マネジメント講座の開催により人材育成を図ります。 財政支援の一環として「公益信託うつくしま基金」の活用について周知します。</p> <p>活動拠点整備の支援 ボランティア・NPO活動の拠点である県民ふれあい広場「みらい工房」を継続運営するとともに、市町村が設立運営するNPO等活動支援センターや市町村ボランティアセンターへ支援を行い、活動拠点の拡充を図ります。</p> <p>(数値目標： ・庁内におけるNPOとの協働事業数を対前年度比5事業増加 ・市町村ボランティアセンターを、平成17年度までに76カ所、22年度までに90カ所(100%)設置)</p>				
取組の工程表				
	主な取組事項	15年度	16年度	17年度
	協働のマニュアル策定	→		
	事業協働の推進			→
	組織基盤の強化			→
	活動拠点の整備			→
備考	<p>「公益信託うつくしま基金」：うつくしま未来博成果継承基金を原資として、ボランティア活動など県民の公益的活動を資金面でサポートし、安定的かつ継続的な活動を促進するために平成15年3月に創設された基金で、県民の自主性、自立性が尊重され、運用の公平性、透明性が確保できる公益信託方式で運用している。基金総額は約12億円で信託銀行が資金を運用し、県民で構成する「運営委員会」が助成先の選考や重要事項に関する助言・勧告を行なう。</p>			

協働の推進

地域社会の多様なニーズへの対応

協働を手段とする事業が増加

県の施策

協働の実践

NPOの活動

NPO、協働についての理解、認識の向上

NPOの資質の向上

協働の推進

NPOとの協働に関する指針
協働のマニュアルの策定
職員の意識改革

活動環境の整備

マネジメント講座
活動拠点の整備
・活動支援センター補助
・みらい工房等
情報提供
「公益信託うつくしま基金」の活用周知

県の取り組み

推進項目	- 1 県民の自主的活動の促進と県民とのパートナーシップの形成				
取組項目	(3) 新たな方針策定によるアウトソーシングの推進	担当グループ名			
		行政経営グループ			
取組の内容					
<p>次の視点から方針を策定し、アウトソーシングを積極的に推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民、NPO、ボランティア団体等との連携・協働 ・ 高度な専門性や蓄積されたノウハウの活用によるサービス水準の向上 ・ 民間の活動領域の拡大（規制緩和） ・ 業務運営の効率化・弾力化 ・ コストの削減 					
取組の工程表					
	主な取組事項	15年度	16年度	17年度	
	方針の策定	→			
	方針に基づく推進		→		
備考					

アウトソーシングの推進

新たなアウトソーシングの方針を策定し、積極的に推進します。

「事務委託推進の基本方針」(昭和46年制定)

委託適応業務の範囲

- ・地方自治法等で定める委託可能業務及び委託先
- ・行政権限の行使を伴わない私法関係における法律行為
- ・事実行為

新たな方針策定の視点

県民、NPO、ボランティア団体等との連携・協働
高度な専門性や蓄積されたノウハウの活用によるサービス水準の向上
民間の活動領域の拡大(規制緩和)
業務運営の効率化・弾力化
コストの削減

アウトソーシングの方針策定

委託の態様

委託業務の拡大
委託先の拡大
個別業務の委託からより包括的な業務の委託へ
業務の一方的な委託から双方の能力向上や
ノウハウの蓄積が図れる委託へ

推進項目	- 2 県民意見の反映			
取組項目	(1) 県の重要施策への県民意見の反映	担当グループ名		
		県政広聴グループ 行政経営グループ		
取組の内容				
<p>「うつくしま県民意見公募（パブリック・コメント）」制度の周知と活用 以下の取組みにより、一層の周知と積極的な活用を図ります。</p> <p>制度創設後間もないことから、意見公募の実施案件や意見の具体的な反映内容などを積極的に広報し、制度の周知と定着化に努めます。</p> <p>意見公募の対象となる計画等の案について、その背景や論点などを示すなど、分かりやすい情報提供を行います。</p> <p>県民意見を幅広く施策に活かすため、意見公募の対象外の案件においても、制度の利用が促進されるよう努めます。</p> <p>附属機関等における委員公募の一層の推進 県行政に対する一般県民の意見の反映を図るため、「附属機関等の管理運営基準」に基づき、委員の公募を推進します。</p>				
取組の工程表				
	主な取組事項	15年度	16年度	17年度
	積極的広報による制度の周知と定着化			→
	意見公募案件に係るわかりやすい情報提供			→
	制度利用の促進			→
	附属機関等委員の公募の推進			→
備考	平成14年度「うつくしま県民意見公募」の活用実績：10件			

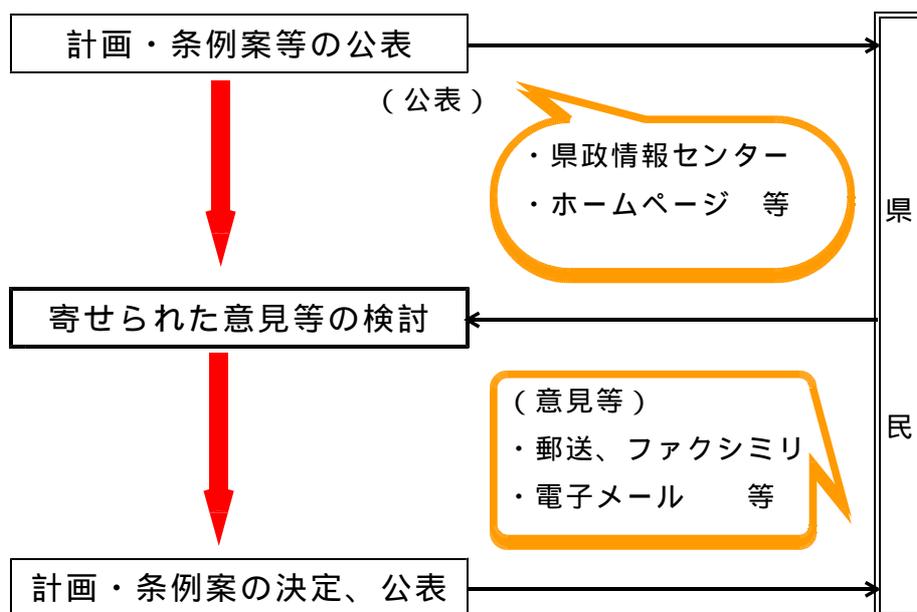
「うつくしま県民意見公募（パブリック・コメント）」

目 的

この制度は、県民生活に密接に関連する県の重要な施策（計画等）について、県民等と情報を共有しながら、多様な意見等を広く求め、県の政策形成過程に反映させることを目的として実施しています。

手 続

【うつくしま県民意見公募（パブリック・コメント）の流れ】



【実施事例】

- ・うつくしま森林・林業・木材産業振興プラン21
- ・産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例
- ・エネルギー政策検討会「中間とりまとめ」

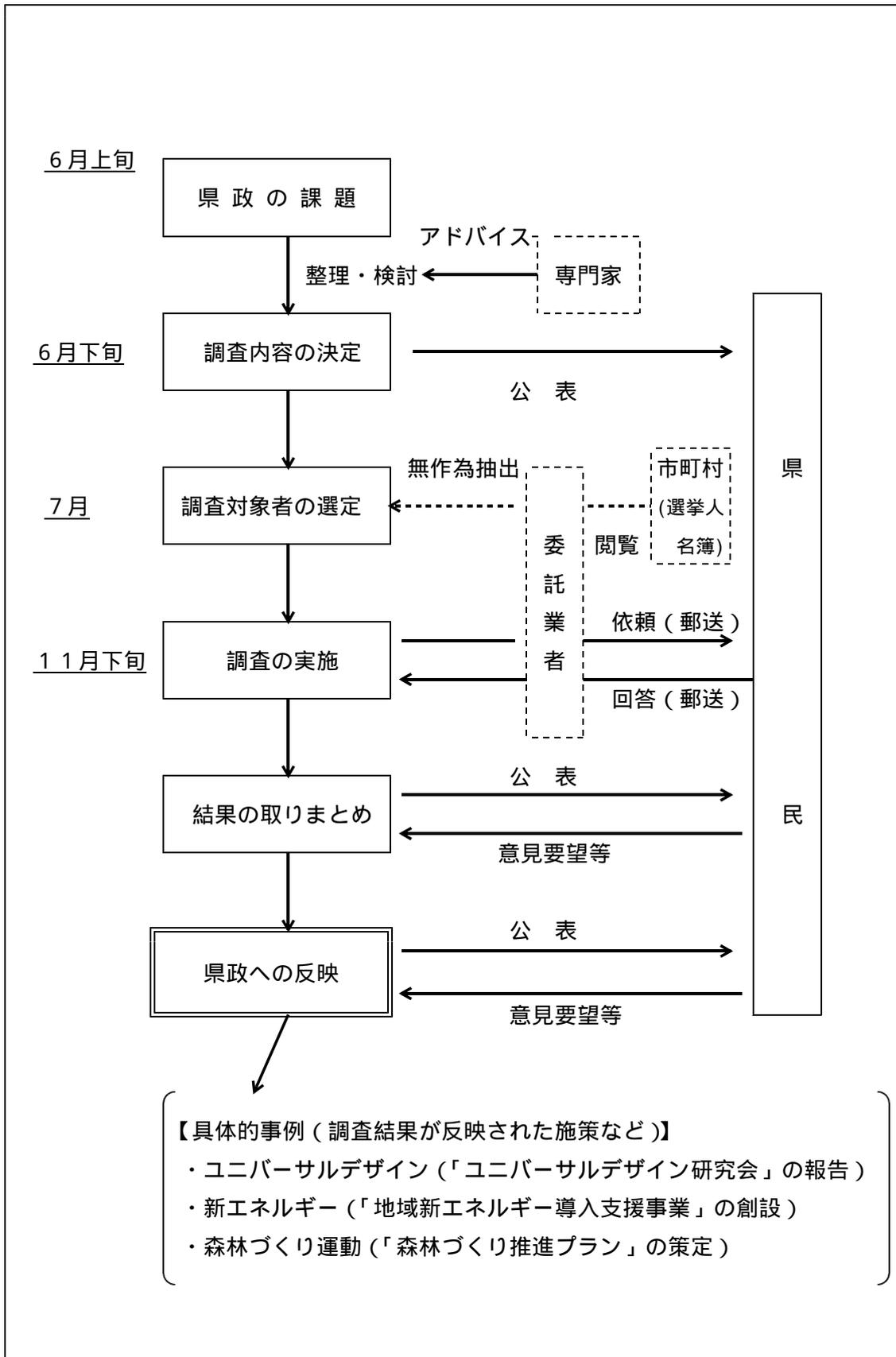
など

(公表)

- ・県政情報センター
- ・ホームページ等

推進項目	- 2 県民意見の反映			
取組項目	(2) 県民の意識・ニーズの把握と県政への反映	担当グループ名		
		県政広聴グループ		
取組の内容				
<p>県政世論調査について、次のとおり充実を図ります。</p> <p>県民意向の一層の的確な把握 標本数の増加や時系列調査の導入を図ります。 県民の視点に立ったタイムリーなテーマ等を調査項目として選定します。 回答しやすい質問数や質問内容を改善し回収率の向上を図ります。</p> <p>調査結果の積極的活用 ホームページによる公表、調査結果のデータベース化による情報の共有化など、調査結果が幅広く活用されるための環境づくりを行います。</p> <p>調査結果の政策への反映状況の公表 調査結果の政策への反映状況をホームページに掲載します。</p> <p>(数値目標：回収率を前年度対比3ポイントずつ向上)</p>				
取組の工程表				
	主な取組事項	15年度	16年度	17年度
	標本数の増加、時系列調査の導入	→		
	調査結果の積極的活用			→
	政策反映状況の公表			→
備考	(数値目標の参考) 14年度の回収率は60.5パーセント			

「県民の皆様の意識やニーズを政策に反映します」
県政世論調査の流れ



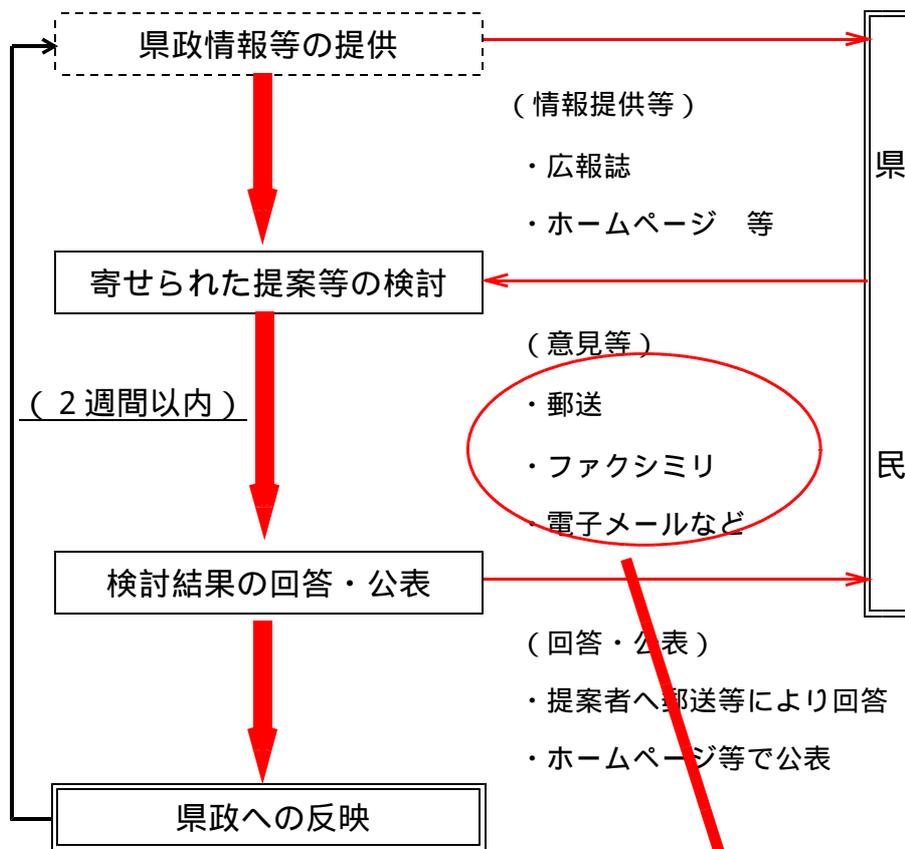
推進項目	- 2 県民意見の反映			
取組項目	(3) 県民提案と新たな制度・事業への反映	担当グループ名		
		県政広聴グループ		
取組の内容				
<p>県民提案制度の周知と利用促進 より多くの県民からより多くの提案がなされるよう、次の取組みを行います。 提案の具体的事例の紹介を行うなど、広報を通して制度の一層の周知を図ります。</p> <p>インターネットの特長（即時性・双方向性・随時性）を活かし、提案に対する 応答性を高めるなど、制度利用の促進が図られる工夫を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案者に対するわかりやすい回答や回答期間の短縮化 ・ 提案内容とそれに対する検討結果の速やかな公表 など <p style="text-align: center;">（数値目標：提案件数を毎年度10%程度増加）</p> <p>「お問い合わせ」コーナーの運営 県ホームページ上での県民からの問い合わせ等に引き続き対応します。</p> <p>新たな電子広聴への取組み インターネットを活用した様々な電子広聴手法について、その効果等について検討 を行い、可能なものから実施します。 県民参加による電子会議室、メールマガジンの活用 など</p>				
取組の工程表				
	主な取組事項	15年度	16年度	17年度
	具体的事例紹介等広報による制度の周知	→		
	制度の利用促進	→		
	県ホームページ「お問い合わせ」コーナーの運営	→		
	新たな電子広聴の調査・研究	→		
	新たな電子広聴の検討・実施		→	
備考	（数値目標の参考）平成14年度の提案件数は58件。			

「県民提案制度」

目的

県民の建設的な提案等を県政に反映させるため、県のホームページ「ご意見／提案コーナー」上などで「県民提案制度」を実施しています。

業務の流れ



【具体的事例】

- ・全ての学校への太陽光発電の導入
- ・福島空港マイレージカードの導入
- ・地産地消の広報充実

など

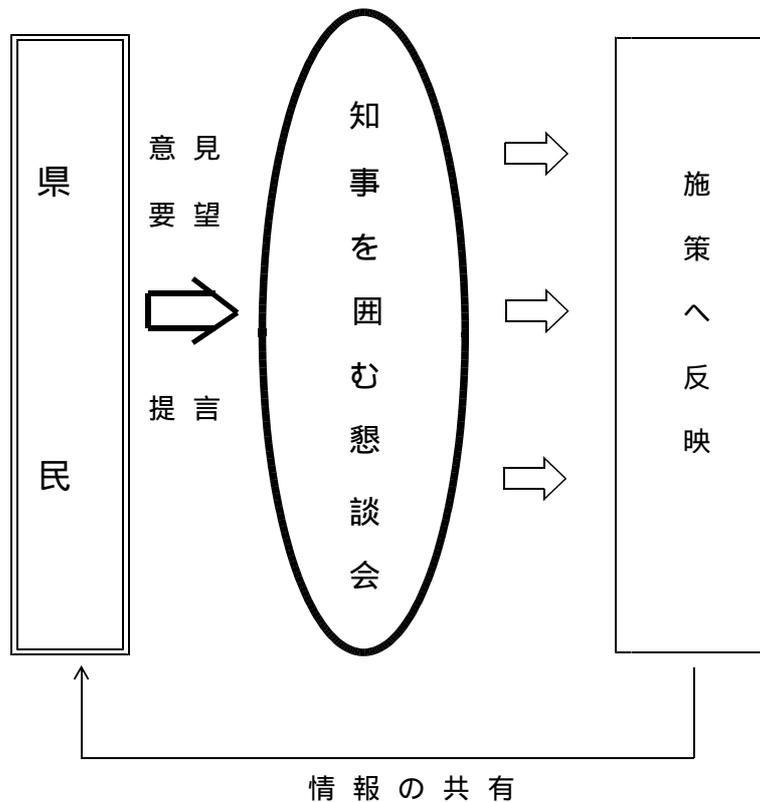
「県民提案制度」担当 あて
〒 960-8670 福島県知事公室
県政広聴グループ

FAX. 024-521-7901

<http://www.pref.fukushima.jp/>

推進項目	- 2 県民意見の反映			
取組項目	(4) 県民と知事との懇談会の充実	担当グループ名		
		県政広聴グループ		
取組の内容				
<p>次の取組みにより、充実を図ります。</p> <p>各界各層の幅広い県民が参加できるよう人選を工夫するとともに、状況に応じて参加者の公募を行います。</p> <p>懇談内容を県民に周知するため、公開懇談の手法を取り入れます。</p> <p>各種広報媒体を通して懇談内容を公表します。</p>				
取組の工程表				
	主な取組事項	15年度	16年度	17年度
	参加者公募の実施			→
	公開懇談の実施			→
	懇談結果の公表			→
備考	知事を囲む懇談会は、広く一般県民を対象とする懇談会であり、商工業や農業の後継者等との個別の「知事との懇談会」は各部局で別途開催している。			

「知事を囲む懇談会」
～ 知事との直接対話の機会を設けています～



懇談会の種類

「県政一般」に関する懇談会
子どもとの懇談会「うつくしまホームルーム」
「特定テーマ」の懇談会

最近のテーマ

原子力発電所立地町住民との懇談
これからのエネルギー政策
21世紀の県づくりの理念～人間・人格・人権の尊重

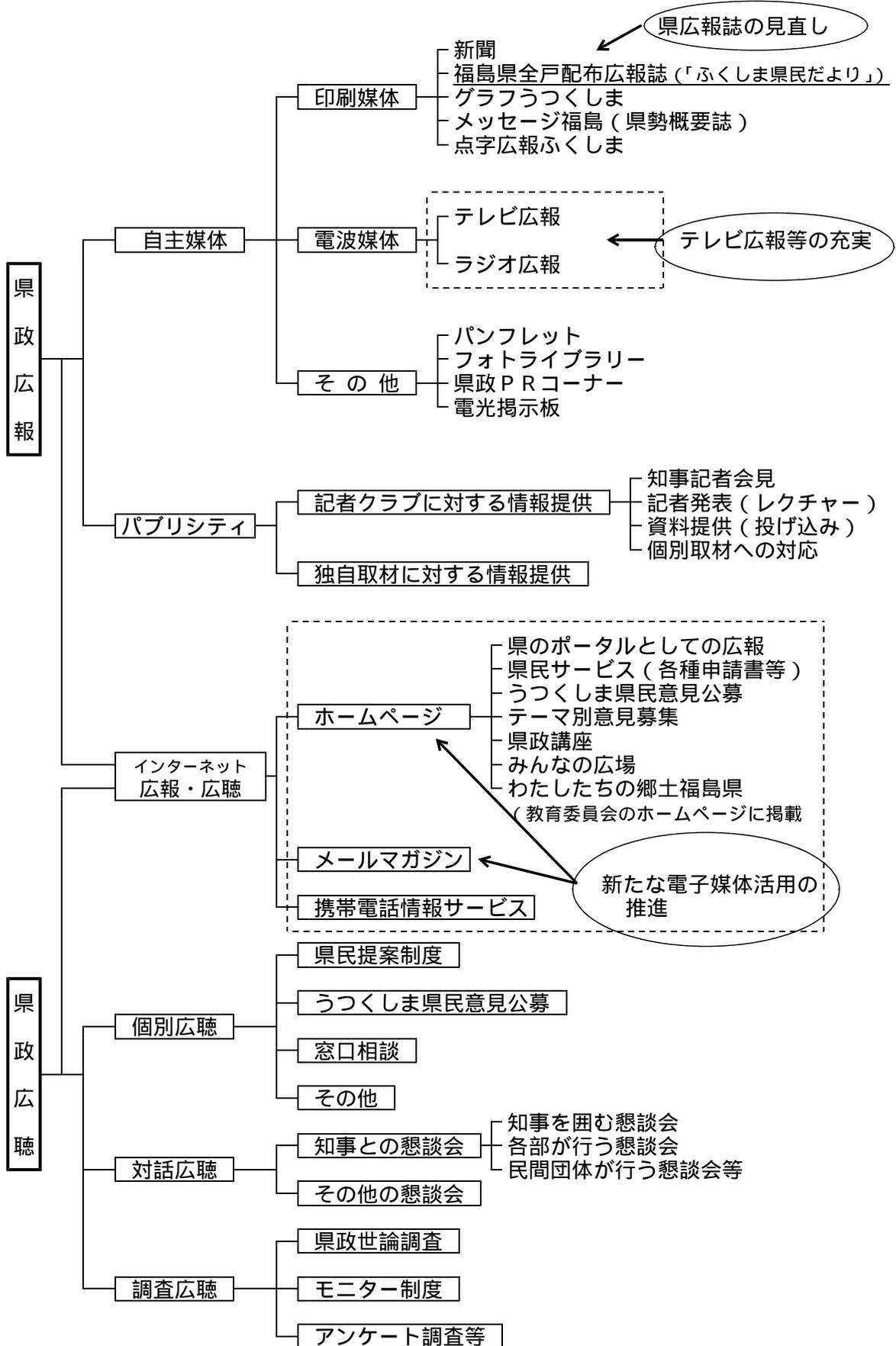
推進項目	- 3 わかりやすい情報の提供			
取組項目	(1) 新しい時代に対応した広報の推進 ア 新たな電子媒体の導入	担当グループ名		
		県政広報グループ		
取組の内容				
<p>インターネットの普及に対応し、電子媒体の特性である即時性、双方向性、随時性を最大限に活用した広報手法等について、職員や外部有識者の意見、アドバイスを取り入れながら調査研究を行うとともに、技術面や運営体制等を勘案しながら、可能なものから順次導入を図ります。</p> <p>【調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報広聴事業において電子媒体が担うべき役割 ・ 印刷物媒体、電波媒体との連携 ・ ユニバーサルデザインに基づくインターネット広報のあり方 ・ 動画配信、携帯電話用サイトの充実、固定電話（Ｌモード）サイトの設置、メールマガジン 等 				
取組の工程表				
	主な取組事項	15年度	16年度	17年度
	新たな電子媒体による広報手法の調査研究	→		
	新たな電子媒体による広報手法の導入		→	→
備考				

推進項目	- 3 わかりやすい情報の提供			
取組項目	(1) 新しい時代に対応した広報の推進 イ 県民参加と協働等を視点とした県広報誌の見直し	担当グループ名		
		県政広報グループ		
取組の内容				
<p>本県で唯一全世帯に配布され、県広報の中核となっている「県民だより」を次の視点から抜本的に見直しを行い、県民と連携・協働した誌面づくりに取り組みます。</p> <p>県民参加と協働・・・・・・・・県民の誌上参加の推進、双方向性の確保等 情報の共有、交換・・・・・・・・問題提起型広報、ホームページ等との連携 ネットワーク化・・・・・・・・ボランティア団体、市町村との連携 新しい価値観・・・・・・・・ユニバーサルデザインの観点、環境への配慮</p> <p>(数値目標：県民だよりに対するメール、手紙等の数を平成17年度までに2,000通とする。)</p>				
取組の工程表				
	主な取組事項	15年度	16年度	17年度
	「県民だより」の抜本的見直し	→		
	県民と連携・協働した誌面づくり	→		
備考	(数値目標の参考) 現在のメール、手紙等の数は、平均で年間50通 「県民だより」は6月1日号よりリニューアル 問題提起型広報：行政と住民がともに行政の課題等について考えていく契機となるような広報			

推進項目	- 3 わかりやすい情報の提供			
取組項目	(1) 新しい時代に対応した広報の推進 ウ 県民に親しまれるテレビ広報等の推進	担当グループ名		
		県政広報グループ		
取組の内容				
<p>テレビ、ラジオ等の電波媒体による広報について、次の取組みを行います。</p> <p>制作番組の内容の充実を図ります。</p> <p>これまで一部の番組で実施してきた手話通訳を拡大していきます。</p>				
取組の工程表				
	主な取組事項	15年度	16年度	17年度
	制作番組の内容の充実	実施 →		
	手話通訳の拡大	実施 →		
備考				

県広報広聴の体系

(新しい時代に対応した広報の位置づけ)



推進項目	- 3 わかりやすい情報の提供			
取組項目	(2) わかりやすい情報の発信 ア 職員一人ひとりの広報広聴実践力の向上	担当グループ名		
		県政広報グループ		
取組の内容				
<p>広報広聴実践力の向上を図るため、次の取組みを行います。</p> <p>「広報広聴マニュアル」について、職員一人ひとりに浸透するよう庁内イントラネットシステム等を活用して周知を図り、広報広聴担当者としての意識を醸成します。</p> <p>県民参画を視点として、常時マニュアルの内容を見直すほか、ユニバーサルデザインの理念を積極的に取り入れて、よりわかりやすい情報提供を進めます。</p>				
取組の工程表				
	主な取組事項	15年度	16年度	17年度
	広報広聴マニュアルの浸透			→
	----- 広報広聴マニュアルの見直し等			→

備考				

「広報広聴マニュアル」のポイント

職員一人ひとりが県政の広報広聴担当者です。

県政を進めていくためには、県民の皆さんの理解と協力が最も大切です。

日常の仕事をとおして職員一人ひとりが「広報・広聴担当者」として自覚を持って県民の皆さんの意見や要望を十分に把握し、的確な内容と手段による情報発信を速やかに行って、より効果的な広報広聴活動を進めます。

県民の皆さんとこうした情報のキャッチボールを繰り返し、県民の皆さんと県がお互いに情報を共有することによって、「開かれた県政」を実現します。

職員の心得

- ・ 県政の現在の姿や、将来の方向性などの情報を県民の皆さんに積極的に広報する。
- ・ 印刷媒体（新聞、広報誌等）、電波媒体（テレビ、ラジオ）、電子媒体（ホームページ等）、その他の媒体（チラシ、パンフレット等）の特性をよく理解し、効果的な広報を行う。
- ・ 相手（＝県民）の気持ちを真剣に受け止める。
- ・ 内容のいかんにかかわらず職員一人ひとりが適切に対応する姿勢を持つ。
- ・ 職員一人ひとりの言動が「県の言動」と受け取られることを自覚する。

【広報広聴マニュアルの活用】

全ての職員がこのことを認識した上で広報広聴活動を行えるよう、「広報広聴マニュアル」（平成 15 年 4 月策定）を職員一人ひとりに周知し、常に広報広聴活動をレベルアップしていきます。

また、必要に応じてこのマニュアルを的確に改訂し、広報広聴活動が常に良好なものとなるよう努めます。

推進項目	- 3 わかりやすい情報の提供			
取組項目	(2) わかりやすい情報の提供 イ わかりやすく使いやすいホームページの作成	担当グループ名		
		県政広報グループ		
取組の内容				
<p>次の取組みを行います。</p> <p>県の全てのホームページが、「ホームページ作成ガイドライン」に則ったわかりやすく、使いやすいものとなるよう、各部局ごとに配置した「ホームページ管理者」のチェックの下に（新規開設や更新を行う際もチェックします。）ガイドラインの周知徹底を図ります。</p> <p>動画配信やメールマガジン等の新たな電子媒体への対応など、ガイドラインの内容を随時更新することにより、わかりやすく、使いやすいホームページの提供を効果的、効率的に推進します。</p> <p>（数値目標：ガイドライン適合率を平成17年度までに95%とする。）</p>				
取組の工程表				
	主な取組事項	15年度	16年度	17年度
	ガイドラインの周知徹底			→
	ガイドラインの随時更新			→
備考	（数値目標の参考）平成14年度ホームページ作成ガイドライン適合率 約70%			

ホームページ作成ガイドラインの活用

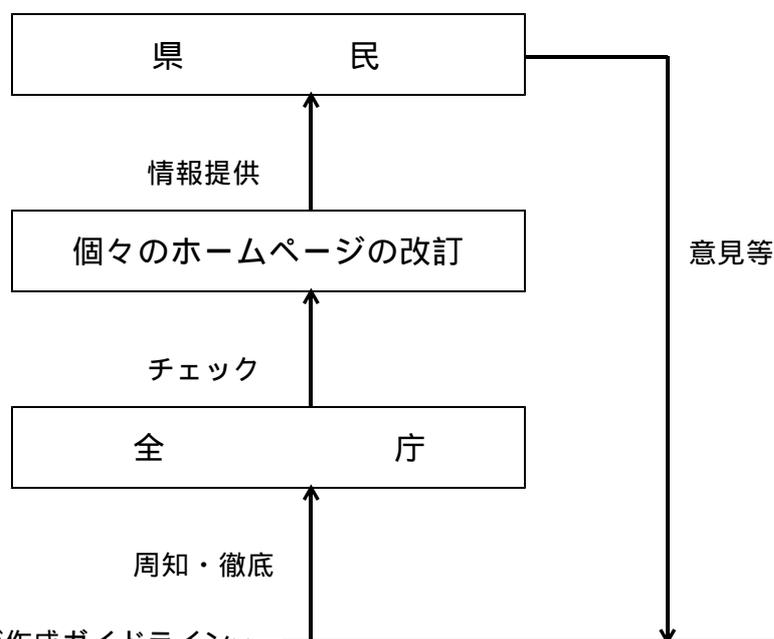
「分かりやすく、使いやすいホームページづくり」

(年齢や性別、障害の有無を乗り越えていきます)

<<県ホームページの考え方>>

県政への県民参画を促進し、県民、NPO、企業、市町村など多様な主体による協働社会を実現するため、即時性や双方向性といったインターネットの特性を最大限に活用したホームページにより、行政が有する情報を積極かつ効果的に県民等に提供するとともに、各主体間における情報の共有化も促進します。

【ホームページ作成ガイドラインを活用した分かりやすい情報の提供】



<<ホームページ作成ガイドライン>>

掲載内容について

利用者のニーズに即した内容を掲載

- ・利用者にとって、実質的で有用な情報
- ・タイムリーな情報
- ・常に新鮮な情報 等

留意事項

- ・個人情報の保護
- ・著作権の明記 等

掲載方法について

「分かりやすい」表現

役所言葉を使わない / カタカナ語の言い換え 等

「だれもが利用しやすく、使いやすい」づくり

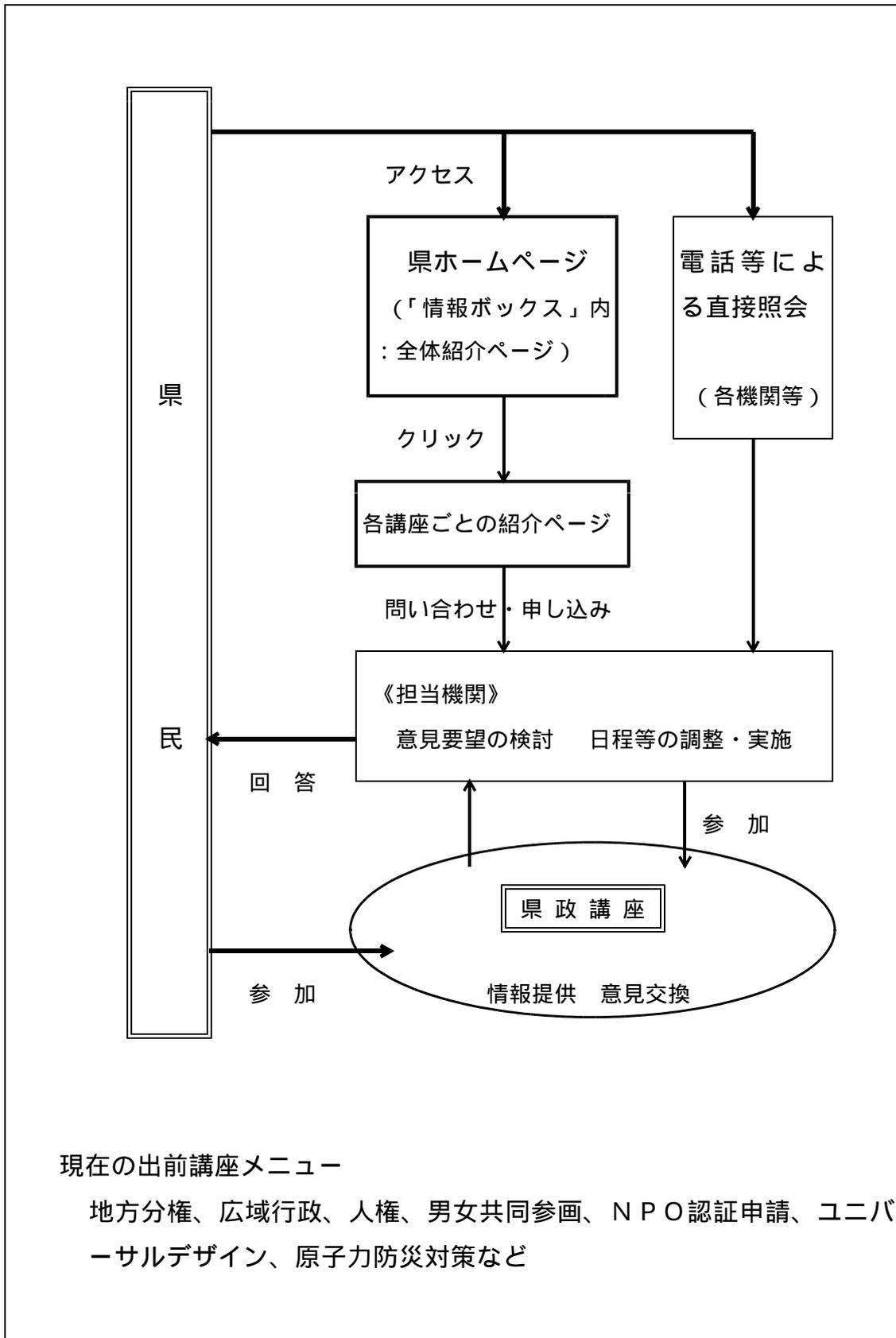
色づかい / 文字の大きさ 等

県全体として統一された「分かりやすく見やすい」づくり

タイトルの整理 / 問い合わせ先の明記 等

推進項目	- 3 わかりやすい情報の提供				
取組項目	(2) わかりやすい情報の発信 ウ 職員による県民への情報提供と意見交換機会の拡大	担当グループ名			
		県政広聴グループ			
取組の内容					
<p>「県政講座」について、次の取組みを行います。</p> <p>県民のニーズも踏まえながら、講座の実施機関やメニューの拡充を図ります。</p> <p>県ホームページ上に講座一覧表による全体紹介のコーナーを開設し、個々の講座の掲載ページとのリンクによるわかりやすい情報提供を行います。</p> <p>その他、様々な県政広報媒体を活用し、制度の周知を図ります。</p> <p>(数値目標：県政講座メニュー数の対前年度増加率5%)</p>					
取組の工程表					
主な取組事項		15年度	16年度	17年度	
県政講座メニューの拡充					→
ホームページでの県政講座一覧表の作成・更新					→
県政広報媒体による制度の周知					→
備考	(数値目標の参考) 平成15年度の県政講座メニュー数 20件				

「県政講座」

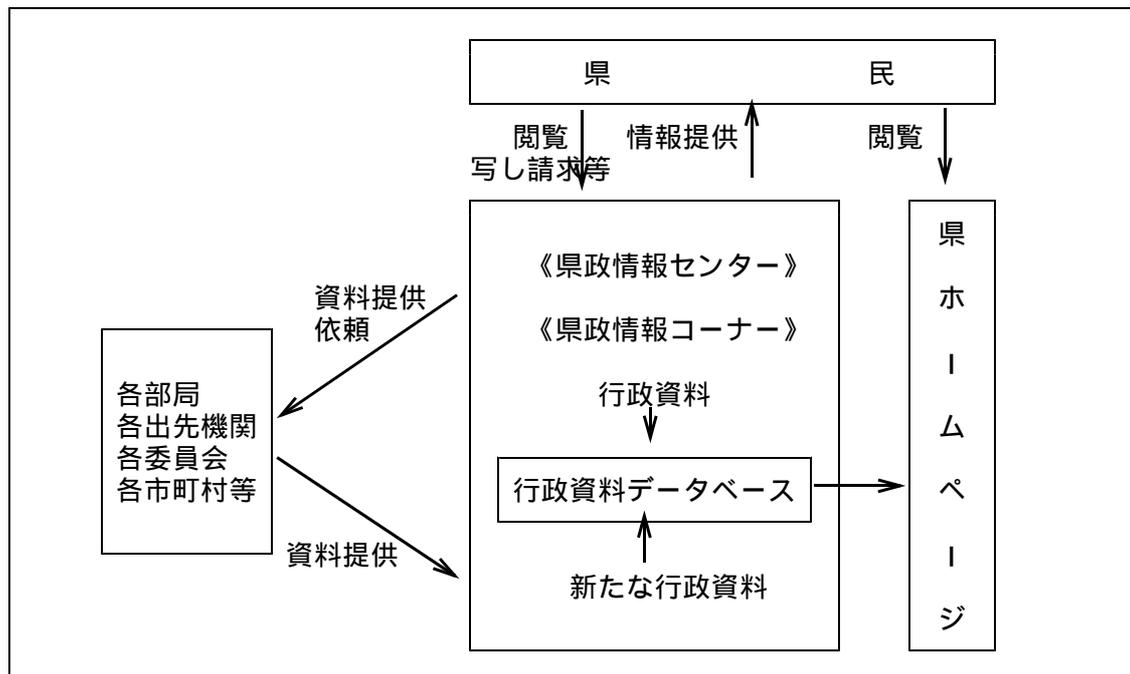


現在の出前講座メニュー

地方分権、広域行政、人権、男女共同参画、NPO認証申請、ユニバーサルデザイン、原子力防災対策など

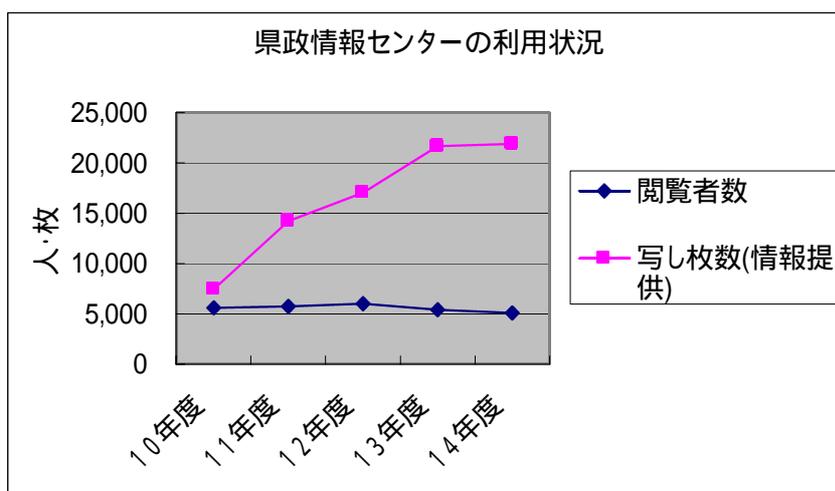
推進項目	- 3 わかりやすい情報の提供			
取組項目	(3) 県政情報センター等の充実	担当グループ名		
		文書法規グループ		
取組の内容				
<p>県政情報提供の重要な拠点である県政情報センター及び県政情報コーナーについて、利用しやすさ、わかりやすい情報提供の観点から、次の取組みを行います。</p> <p>県政情報センター等のあり方について検討します。 検討項目：設置場所、運営体制、相談・配架スペース、配架資料等</p> <p>行政資料等について、質的、量的な充実を図るとともに、データベースを作成し県ホームページに登載します。</p> <p>(数値目標：行政資料等を17年度までに7,000冊とする)</p>				
取組の工程表				
主な取組事項		15年度	16年度	17年度
県政情報センター等のあり方検討		→	-----→	-----→
行政資料等の充実				→
行政資料等データベースの県HP登載		準備	→	登載
備考	(参考) 県政情報センターには、現在約5,600冊の行政資料を配架しているほか、県発注工事等の入札結果、パブリックコメント関係資料等を配架している。			

県政情報センター等での情報提供



県政情報センターの利用状況

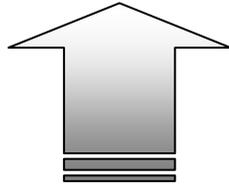
区分	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	
閲覧者数	5,624	5,736	5,996	5,424	5,102	(人)
写し枚数(情報提供)	7,462	14,200	17,020	21,651	21,920	(枚)



推進項目	- 1 相互の役割分担に基づく連携と協力			
取組項目	(1) 県と市町村との新たな関係のあり方等の検討	担当グループ名		
		行政経営グループ 広域行政グループ		
取組の内容				
<p>第27次地方制度調査会等における地方自治に関する議論の動向を捕捉しながら、県と市町村との関係のあり方、広域自治体としての県のあり方について、次の視点により具体的な調査・研究を行います。</p> <p><視点> 住民本位の行政サービスを行うための、県と市町村の役割分担 市町村の規模や能力の違いによる事務事業の対応可能性と、県の事務事業との関係 現行法規上で対応可能な広域的連携や交流 圏域を超えた広域的課題の解決 福島県の地域性・独自性を踏まえた、広域的自治体としての県の役割</p>				
取組の工程表				
	主な取組事項	15年度	16年度	17年度
	今後の県と市町村のあり方に関する調査・研究		→	
備考	第27次地方制度調査会：基礎的自治体のあり方、大都市のあり方、都道府県のあり方、地方税財政のあり方、その他の課題の5つを審議事項として、平成13年11月に内閣府の審議会として設置された、内閣総理大臣の諮問機関。			

県と市町村のあり方の検討

より住民基本の行政



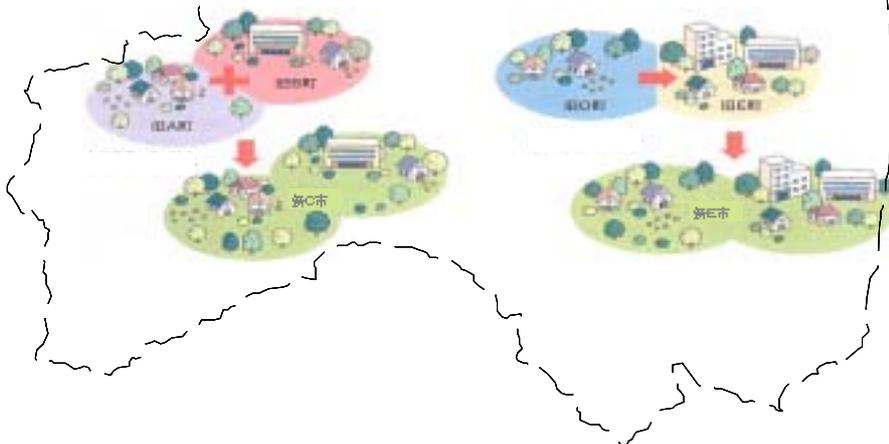
市町村の規模能力に応じた、
県と市町村のあり方の調査・研究

役割分担の明確化

連携・協力のあり方

広域自治体としての県のあり方

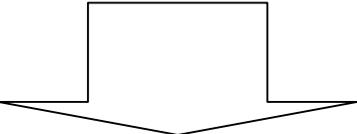
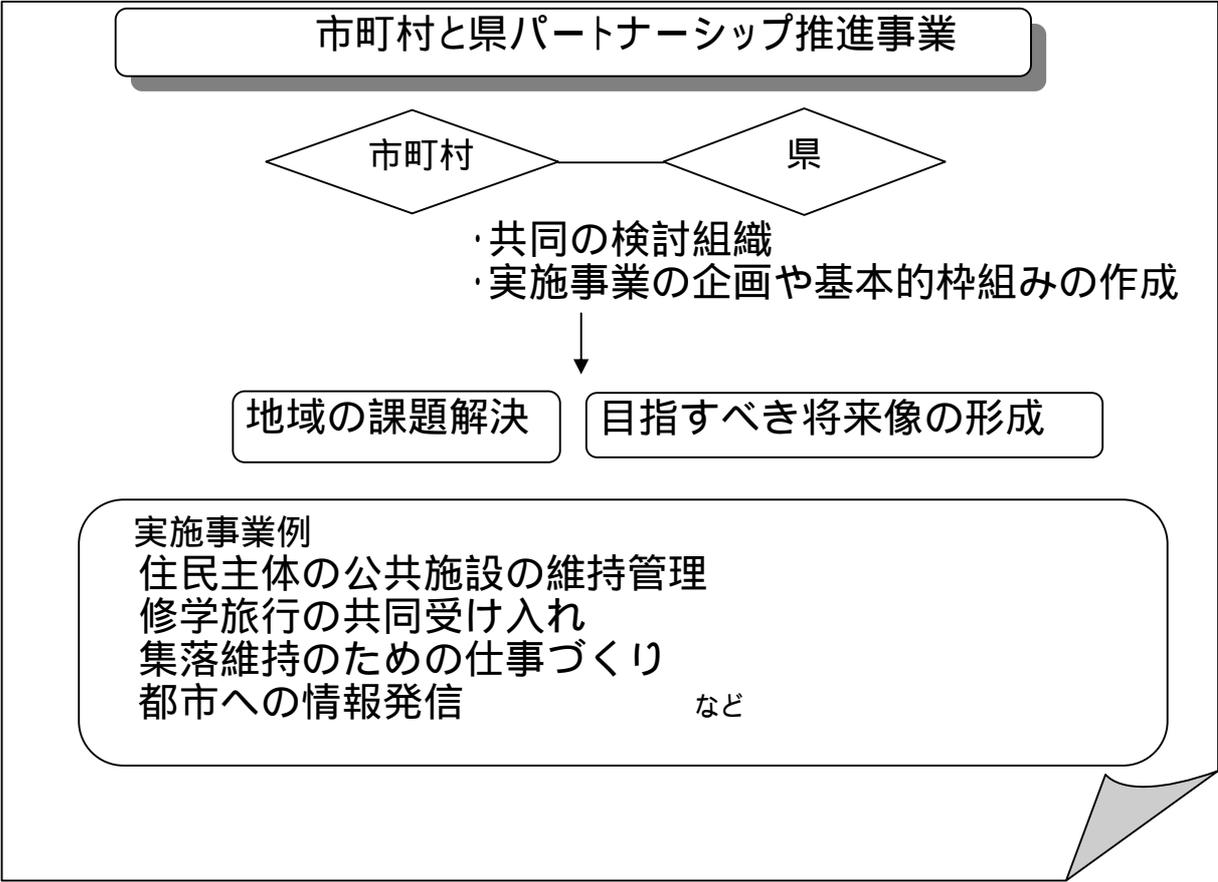
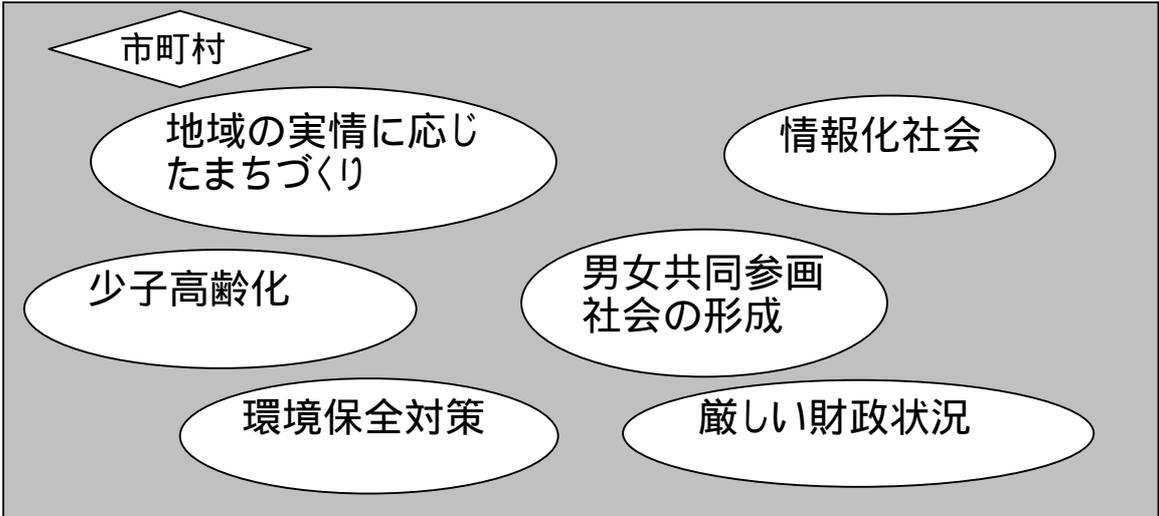
市町村合併等による多様な市町村の現出



推進項目	- 1 相互の役割分担に基づく連携と協力			
取組項目	(2) 市町村との連携・協力の推進 ア 市町村と共同したパートナーシップ推進事業の実施	担当グループ名		
		広域行政グループ		
取組の内容				
<p>次の「市町村と県パートナーシップ推進事業」を実施します。</p> <p>【事業内容】 地域それぞれの課題やその解決に向けて展開すべき事業について、県と市町村がイコールパートナーとして協力しながら共に検討を進めるとともに、事業実施に対し費用負担等の支援を行います。</p> <p>(事業の例) 住民主体による公共施設の維持管理、修学旅行の受入れ、集落維持のための仕事づくり、都市への情報発信 など</p> <p>【事業の進め方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地方振興局ごとに、事業を実施する地域を選定 ・事業実施地域の市町村と県により、共同の検討組織を設置 ・検討組織が実施事業を企画し、事業の枠組みを作成 ・枠組みに沿った事業の実施に向け、実施体制や費用負担等について調整 				
取組の工程表				
	主な取組事項	15年度	16年度	17年度
	「市町村と県パートナーシップ推進事業」の実施	→		

備考				

市町村とのパートナーシップ



個性豊かで魅力ある地域社会の形成

推進項目	- 1 相互の役割分担に基づく連携と協力			
取組項目	(2) 市町村との連携・協力の推進 イ 市町村との情報ネットワークの高度利用の推進	担当グループ名		
		電子社会推進グループ		
取組の内容				
<p>次により、情報ネットワークの高度利用を推進します。</p> <p>全市町村を「総合行政ネットワーク（L G W A N）」に接続し、基盤づくりを行います。</p> <p>市町村職員に対して「ネットワークセキュリティ」に関する研修を行います。</p> <p>申請・届出等をインターネットで行うことができるようになると、手続きを行う個人の本人証明が必要となるため、公的個人認証サービスの提供システム（ネットワーク上で証明書を発行するシステム）を構築します。</p> <p>L G W A Nを活用して、申請・届出等の事務処理を県、市町村を通じて同一の窓口で処理するワンストップ化を実現するなど、より効率的、効果的な住民サービス提供の方策を検討・実施します。</p>				
取組の工程表				
	主な取組事項	15年度	16年度	17年度
	総合行政ネットワークへの市町村接続	→		
	市町村ネットワークセキュリティ人材育成	→		
	公的個人認証サービスの提供		→	→
	申請届出オンライン化、より効率的、効果的な住民サービスの提供方策の検討・実施	→	→	→
備考	ワンストップサービス：情報通信技術を活用して、利用者にパソコン又は身近な場所で各種行政サービスを提供する仕組みで、申請・届出の手続きのために複数箇所又は複数回にわたり行政機関を訪れることが必要なものについて、オンライン化等により、その減少を進め、究極的には1カ所又は1回で各種行政サービスを提供するもの。			

市町村との連携・協力の推進

LGWANの目的

- ・地方公共団体相互のコミュニケーションの円滑化
- ・情報の共有による高度利用

各地方公共団体と国の府省及び住民との間の情報交換手段の確保のための基盤

国と地方の行政機関を相互に接続

霞ヶ関WAN

いつでもどこでもアクセス可能



県

- ・LGWANへの市町村接続の促進
- ・県と市町村の情報交換等の促進
- ・国、県、市町村間の電子文書交換の促進
- ・市町村職員への「ネットワークセキュリティ」に関する知識・技能の研修

市町村



庁内LAN



インターネット

インターネットを利用した住民サービスの提供
電子申請(申請・届出オンライン)、公的個人認証サービス、電子調達

住民

法人(企業)

推進項目	- 2 市町村に対する支援			
取組項目	(1) 地方分権に伴う諸課題への取組みに対する支援	担当グループ名		
		広域行政グループ		
取組の内容				
<p>「福島県市町村行政支援プラン」に基づき、市町村に対して次の支援を行います。</p> <p>市町村が合併の是非を判断するにあたっての行財政運営シミュレーションの支援</p> <p>人事交流や職員研修等の受け入れ等の人的支援</p> <p>行政体制整備のための支援</p> <p> 機関・職員の共同設置、事務の委託、一部事務組合の拡充、広域連合の設置等の検討</p> <p> 事務の受託、県と市町村との事務の共同処理等の研究</p> <p> 財政診断</p> <p> 合併を選択した市町村に関する支援（別掲 - 2(2)）</p>				
取組の工程表				
	主な取組事項	15年度	16年度	17年度
	市町村が合併の是非を判断するにあたっての支援	→		
	人的支援			→
	行政体制整備のための支援			→
備考				

推進項目	- 2 市町村に対する支援			
取組項目	(2) 合併に向けた取組みに対する支援	担当グループ名		
		広域行政グループ		
取組の内容				
<p>「福島県市町村合併支援プラン」に基づき、合併をしようとする市町村又は合併に向けて協議を行う市町村に対して次の支援を行います。</p> <p>合併協議に対する支援(合併協議会への参画、法定合併協議会事務局への人的支援、合併協議会運営経費等の助成)</p> <p>人的支援(合併後の市町村等への指導主事派遣、市町村職員の実務研修)</p> <p>行政体制整備のための支援(市制施行に伴う業務の円滑実施のための助言等)</p> <p>財政的支援(市町村振興基金の活用)</p> <p>国庫補助事業等の活用(国の支援プランに掲げる補助事業等の活用)</p>				
取組の工程表				
	主な取組事項	15年度	16年度	17年度
	合併協議に対する支援	→		
	人的支援		→	
	行政体制整備のための支援		→	
	財政的支援		→	
	国庫補助事業等の活用		→	
備考				

市町村行政に対する支援イメージ図

市町村

地域のあり方を自ら決定する総合的行政体としての市町村

効率的な行政体制の確立と財政基盤強化

県の支援

～市町村行政支援プラン～

合併の是非を判断するに当たっての支援

人的支援
(人事交流等)

行政体制整備のための支援

機関の共同設置、
事務委託、広域行政等の検討

事務の受託、県と市町村の共同処理の研究

財政診断

合併支援プラン

行政体制整備のための支援

人的支援
(派遣・研修)

国庫補助事業等の活用

合併協議会に対する支援

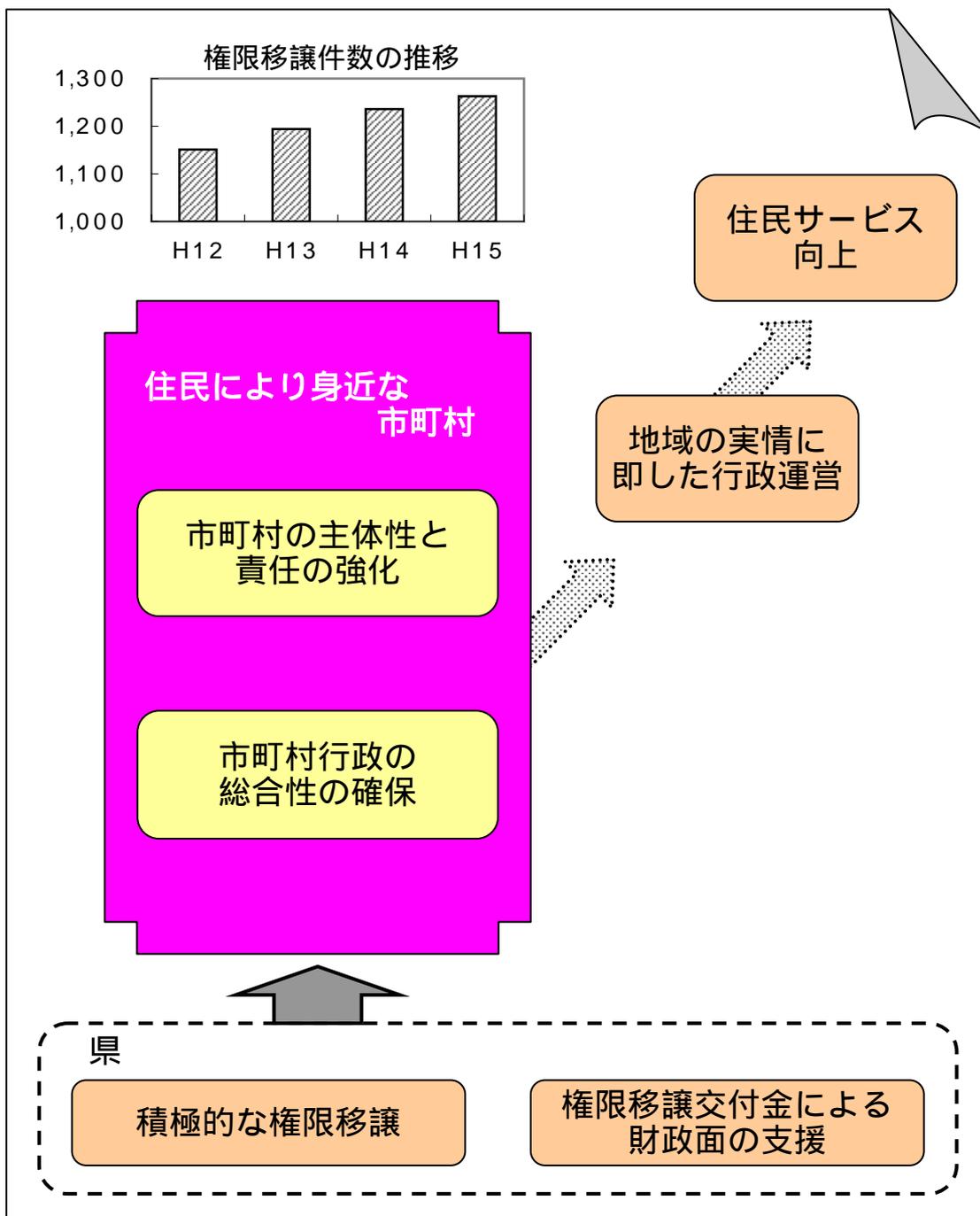
財政的支援

<このページは空白です>

推進項目	- 3 市町村への権限移譲の推進			
取組項目	事務処理特例制度に基づく権限移譲	担当グループ名		
		行政経営グループ		
取組の内容				
<p>積極的な権限移譲の実施</p> <p>「市町村への権限移譲に当たっての県の基本的な考え方」に基づき、市町村の意向を踏まえながら、以下の視点で積極的に進めます。</p> <p>< 権限移譲の視点 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 県と市町村の役割分担 住民サービス・利便性の向上 行政の効率性・迅速性 行政の総合性 対等・協力の関係 <p>うつくしま権限移譲交付金の交付</p>				
取組の工程表				
	主な取組事項	15年度	16年度	17年度
	事務処理特例制度に基づく市町村への権限移譲			→
	うつくしま権限移譲交付金の交付			→
備考	<p>市町村への権限移譲事務数（累計）</p> <p>平成12年4月1日現在 1,151事務</p> <p>平成13年4月1日現在 1,194事務</p> <p>平成14年4月1日現在 1,236事務</p> <p>平成15年4月1日現在 1,263事務</p> <p>「市町村への権限移譲に当たっての県の基本的な考え方」：住民により身近である市町村への権限移譲を、効率的・効果的に進めるための考え方をまとめたものです。</p> <p>「うつくしま権限移譲交付金」：県から権限移譲を受けた市町村が、円滑に事務を進められるように、必要な事務経費を交付金（一般財源）として交付する制度です。</p>			

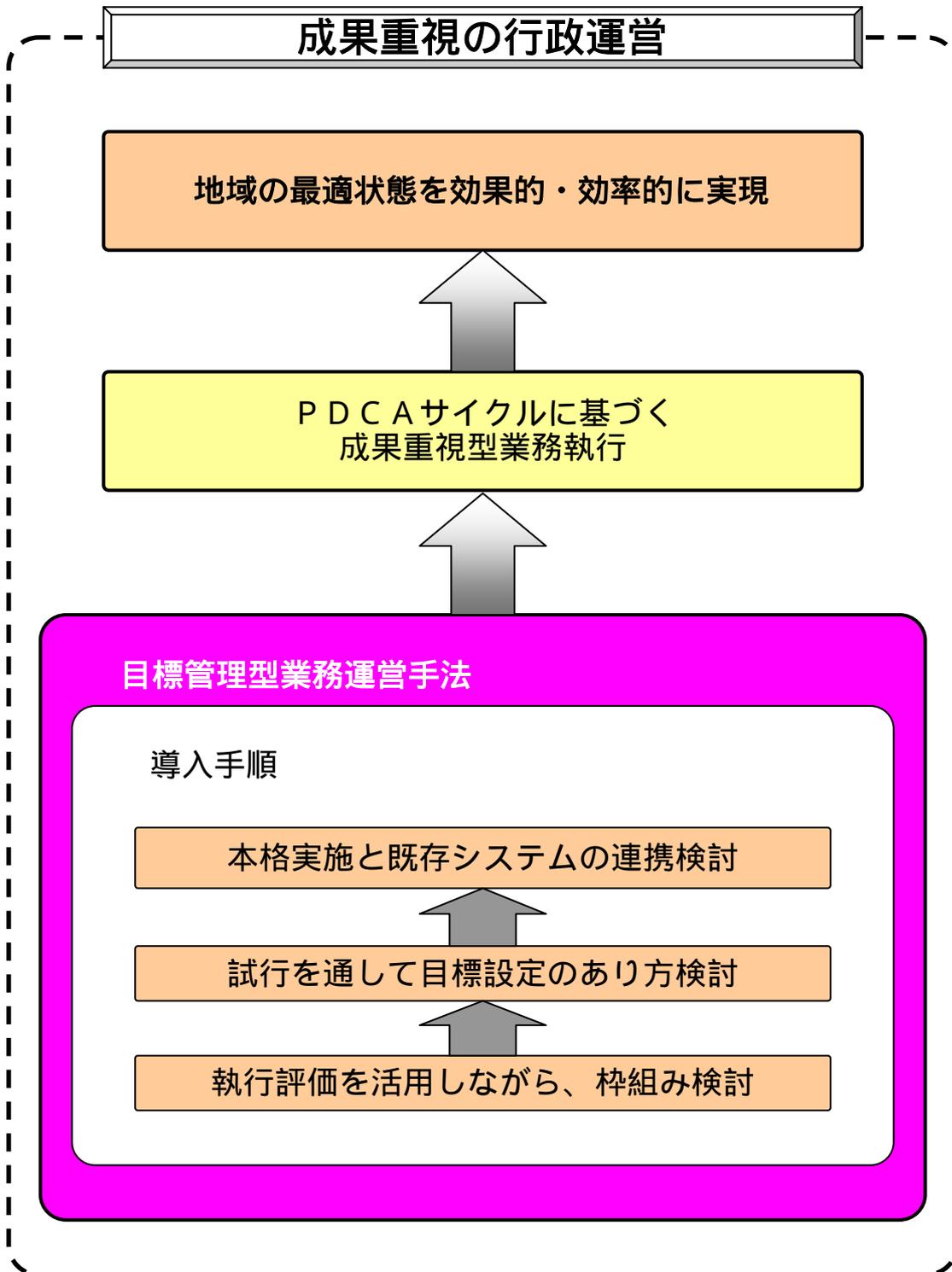
市町村への権限移譲の推進

より住民基本の行政



推進項目	- 1 新たな改革への取組み			
取組項目	(1) 成果重視の行政運営	担当グループ名		
		行政経営グループ		
取組の内容				
<p>成果重視の観点から、明確な組織目標の下に、組織のメンバーがP D C Aサイクルに基づき業務を行うための仕組みとして、次の手順により、目標管理型業務運営手法を検討・導入します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現在実施している執行評価の考え方を活用しながら、枠組みの検討を行います。 2 試行し、P D C Aサイクルがより機能するための目標設定のあり方等についての検証を行います。 3 本格実施するとともに、人事や予算など既存システムとの連携等を検討します。 				
取組の工程表				
	主な取組事項	15年度	16年度	17年度
	枠組みの検討	→		
	試行及び目標設定のあり方等の検証		→	
	本格実施			→
	既存システムとの連携の検討			→
備考	<p>執行評価：「行政サービスの向上」「事務処理の迅速化」等、業務運営の効率化・活性化や質の向上といった観点から、組織単位ごとに業務プロセスを見直していく手法。</p>			

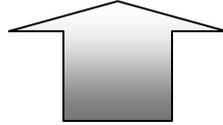
目標管理型業務執行制度の検討・導入



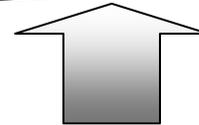
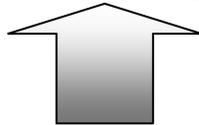
推進項目	- 1 新たな改革への取組み			
取組項目	(2) 現場重視の行政運営 ア 予算の枠配分等の実施	担当グループ名		
		財政グループ 総務予算グループ		
取組の内容				
<p>次のとおり、予算の枠配分と予算執行権限*1のさらなる移譲を推進します。</p> <p>予算編成時における、査定対象としない経費の範囲を見直します（枠配分の拡大）。 予算執行時における合議の範囲を縮小します（執行権限の拡充）。 予算流用の総務部合議不要の範囲を、現行の行政経費相当までに拡大します（予算流用に関する裁量権の拡充）。</p> <p>*1：福島県財務規則（昭和39年規則第107号）により、予算調整・執行の決裁権者や各種事務手続きの手順等を定めている。その中で、予算の流用については、「一般経費」*2、「政策経費」のうち同事業内での流用及び「部局事業調整費」（年度途中の財政需要に各部局の判断で機動的に対応できるよう、あらかじめ配分された予算）について、各部局に権限を認めている。</p> <p>*2：「一般経費」は、概ねその部局の標準的固定（定例的）経費。「政策経費」は、新規重点事業等高度な政治的、行政的判断を要する経費。「行政経費」は、変動があるため積算を要する経費等で、政策経費、一般経費以外の経費。</p>				
取組の工程表				
	主な取組事項	15年度	16年度	17年度
	査定対象としない経費の範囲見直し（枠配分の検討）	→		
	各部局への枠配分の実施		(一部実施)	→
	予算執行時における合議の縮小	→		
	流用に係る合議の縮小	→		
備考				

予算編成・執行制度の見直し

部局の自主性の発揮と責任の明確化



枠配分等のあり方についてのさらなる見直し



部局の予算調整・執行権
限の充実、強化

財政構造改革プログラムに
基づく収支均衡型財政構造
の確立



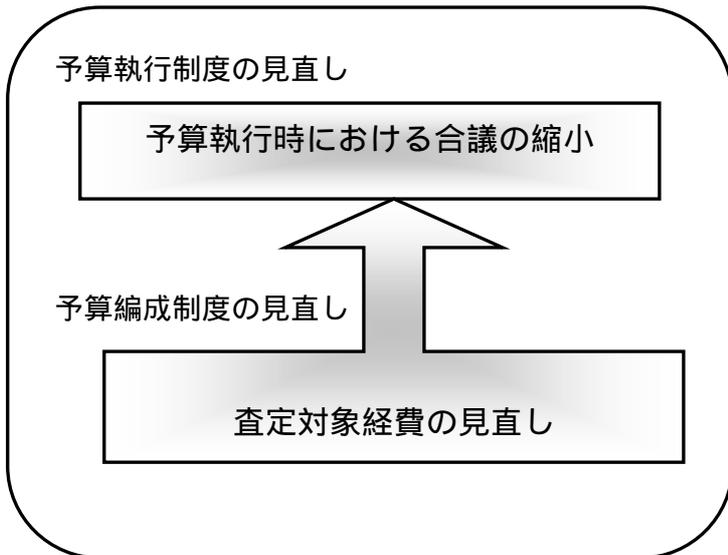
予算執行制度の見直し

予算執行時における合議の縮小



予算編成制度の見直し

査定対象経費の見直し



推進項目	- 1 新たな改革への取組み			
取組項目	(2) 現場重視の行政運営に向けた取組み イ 職員定数の枠配分等の実施	担当グループ名		
		行政経営グループ		
取組の内容				
<p>現場の責任者である部長や各政策領域の責任者が実態に即した職員配置ができるよう、次のとおり取り組みます。</p> <p>職員の柔軟な再配置 各部局長等による年度内の職員の再配置を可能にし、柔軟な組織運営の定着化を図ります。</p> <p>定員の枠配分 部局単位に定員枠を設定し、具体的な配置は各部局に委ねることを検討、実施します。</p>				
取組の工程表				
	主な取組事項	15年度	16年度	17年度
	職員の再配置の実施等柔軟な組織運営の定着化	→		
	各部局への枠配分の検討		→	
	各部局への枠配分の実施			→
備考				

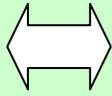
現場の創意工夫が生かされる定員配分（イメージ）

組織運営について、

これまでは、

集権的な組織管理

定員管理部門



各
部
局

各部署における業務遂行に必要な体制（組織・人員・人事）などについては、総務部で集権的に管理。

- ・統一性
- ・整合性
- ・公平性
- ・画一的

柔軟な組織運営の妨げとなっている面も指摘されている。

FF制の全庁的導入

今後は、

分権的な組織運営

各部署の現場の責任者

職員の再配置等

業務の配分権限の強化

各年度の定員配分は、各部署の枠のみ設定し、具体的な配分は各部署で判断

現場状況を踏まえた柔軟な組織運営

推進項目	- 1 新たな改革への取組み			
取組事項	(3) 人材の育成 ア 人材育成基本方針の策定	担当グループ名		
		人事グループ 職員研修グループ		
取組の内容				
<p>「人材育成基本方針」の策定 「人材育成基本方針」を次の視点から策定します。 人材育成への総合的な取組み 職員の意識改革</p> <p>「人材育成基本方針」に基づいた効果的な研修の実施 次の取組みを行います。 研修の成果を適切にとらえるため、研修効果測定と内容評価等の方策について検討します。 研修効果を高めるため研修内容を充実するなど財団法人ふくしま自治研修センターの機能を強化します。</p> <p>(数値目標：研修の受講率を17年度までに95%まで増加させる。)</p>				
取組の工程表				
	主な取組事項	15年度	16年度	17年度
	人材育成基本方針の策定	(策定)	(育成)	
	研修成果の評価と効果的な研修の実施			
	ふくしま自治研修センターの機能強化			
備考	(数値目標の参考) 研修の受講率	平成13年度：80.6% 平成14年度：88.1%		

人材育成基本方針

(人材を育成する・能力を開発するための基本的な考え方、取り組みの方向を総合的に示したもの)

人事担当グループ

業績・能力の把握と
職員の育成

研修担当グループ
の派遣機関・研修科目
の見直し・拡充

職員の研修成果

評価依頼

評価通知

各派遣研修機関
(財)ふくしま自治研修センター

研修効果の測定

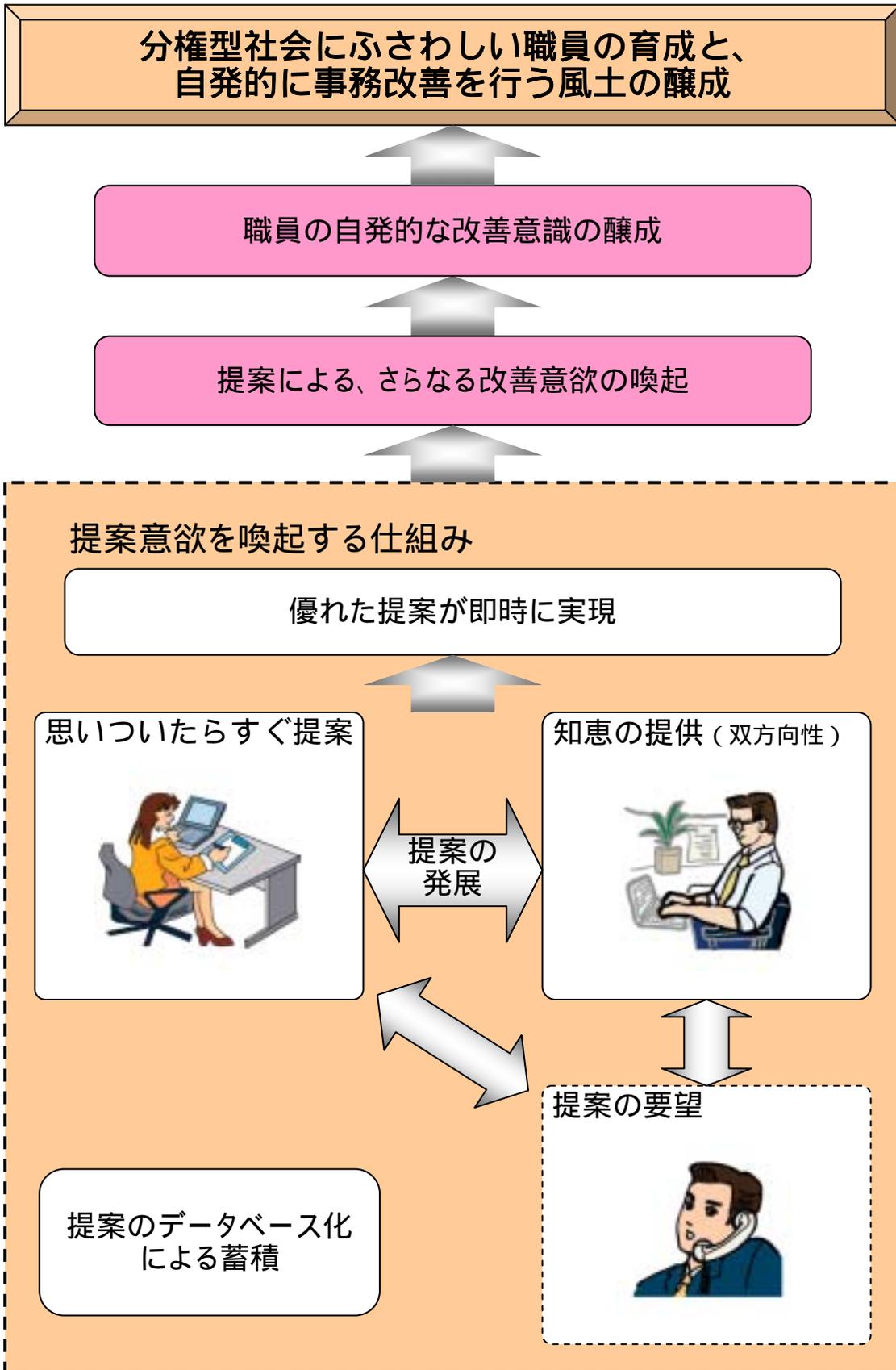
個々の職員に必要な研修の実施

研修により開発した
能力を適正に把握

分権型社会にふさわしい人材の育成

推進項目	- 1 新たな改革への取組み			
取組項目	(3) 人材の育成 イ 相互の知恵が交流する組織風土の醸成	担当グループ名		
		行政経営グループ		
取組の内容				
<p>職員提案の仕組みを、次の視点から再構築して実施します。</p> <p><再構築の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 思いついたらすぐに提案できる 優れた提案はすぐに実行される 相互の知恵が交流する双方向性（インタラクティブ） 情報技術（IT）を利用しシステム化する 改善実例のデータベース化により情報資産化する 				
取組の工程表				
	主な取組事項	15年度	16年度	17年度
	職員提案の再構築	→		
	新たなシステムを利用した提案受付			→
備考				

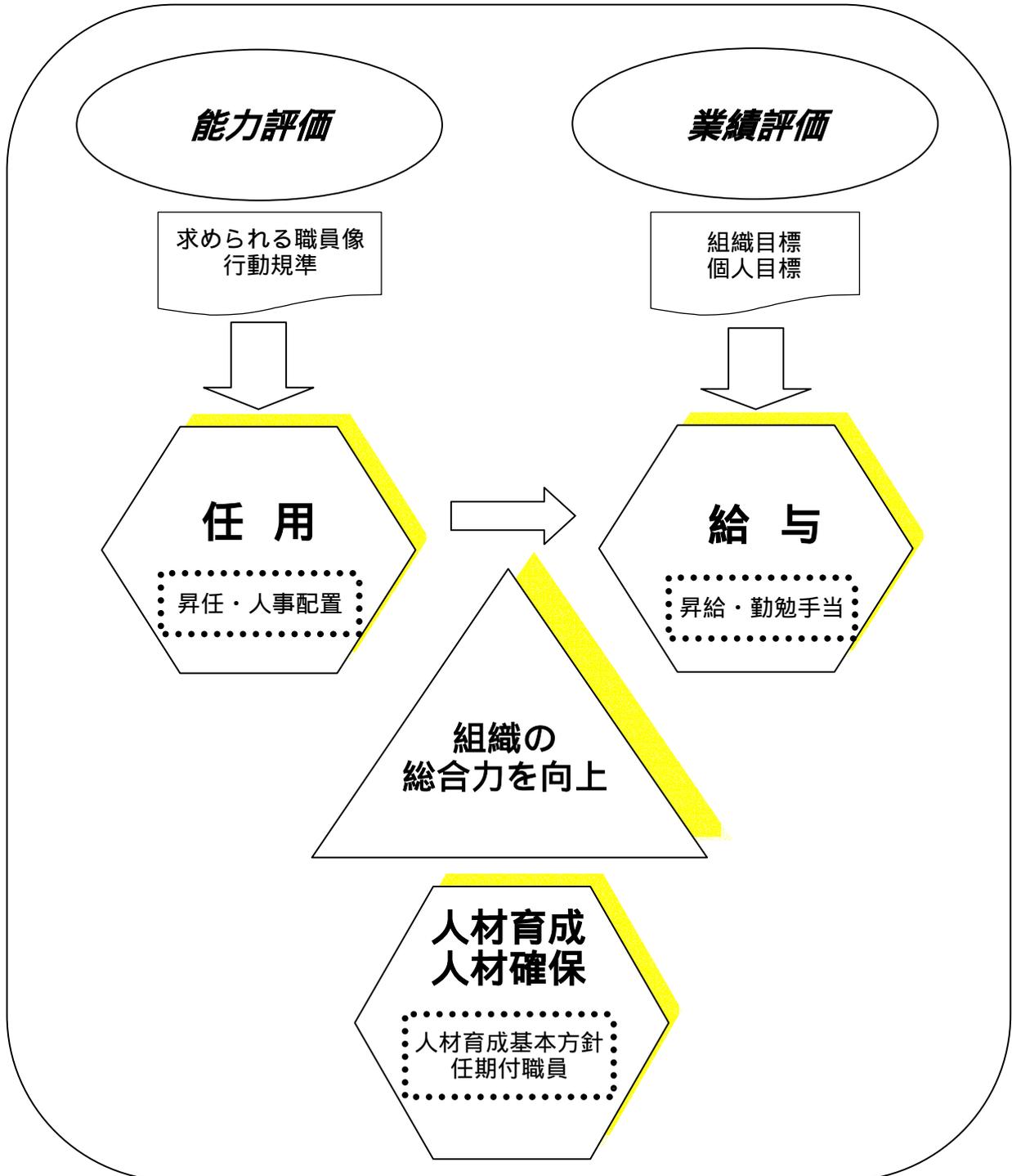
相互の知恵が交流する組織風土の醸成



推進項目	- 1 新たな改革への取組み			
取組項目	(4) 新人事制度の検討	担当グループ名		
		人事グループ		
取組の内容				
<p>国における公務員制度改革の動向や今後予定されている地方公務員法の改正を踏まえ、次の取組みを行います。</p> <p>人材育成の観点から、「能力」、「業績」を把握し適切に反映できる「評価制度」と「給与制度」について、民間の事例等を研究しながら、その枠組みについて検討します。</p> <p>任期付一般職員・研究員の採用等により、多様な人材の確保とその活用を図ります。</p>				
取組の工程表				
	主な取組事項	15年度	16年度	17年度
	新たな評価制度及び給与制度等の検討			→
	多様な人材の活用			→
備考				

組織の力を高めていくために

新人事制度の概念

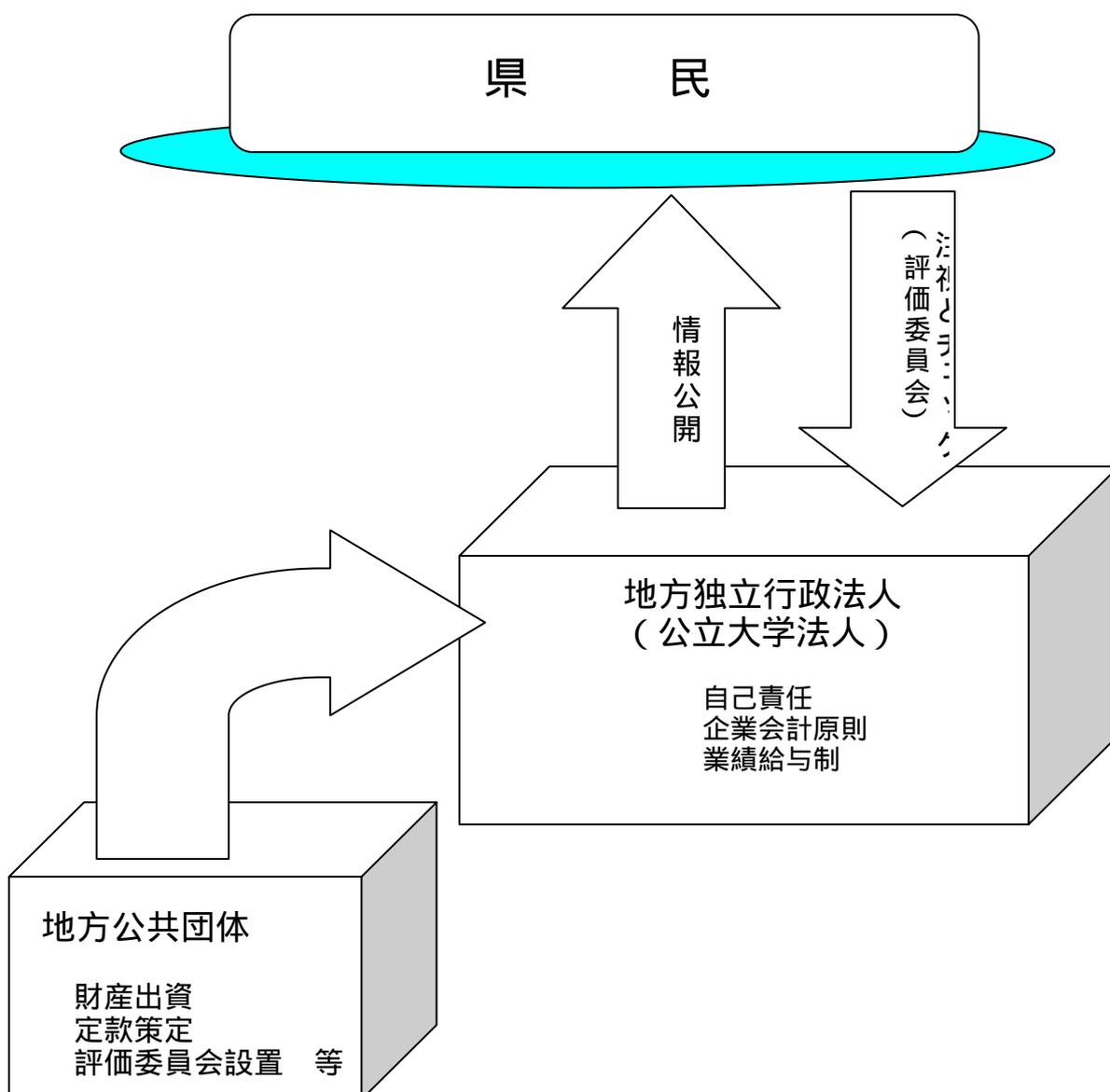


推進項目	- 1 新たな改革への取組み				
取組項目	(5) 地方独立行政法人制度の導入に向けた取組み	担当グループ名			
		県立大学グループ 行政経営グループ			
取組の内容					
<p>地方独立行政法人制度の導入の適否の検討</p> <p>地方独立行政法人法において、対象となっている試験研究業務、大学、公営企業に相当する事業、社会福祉事業等の業務について、その適用の可能性などを含め、次の項目について検討を行い、可能なものから導入を図ります。</p> <p>導入の意義（有している課題の改善効果）</p> <p>国の独立行政法人と県の類似機関との比較（規模等）</p> <p>地方独立行政法人化に伴う経費の試算 等</p>					
取組の工程表					
主な取組事項		15年度	16年度	17年度	
対象業務への導入の検討					
-----		-----	-----	-----	
備考					

本県における地方独立行政法人制度対象機関

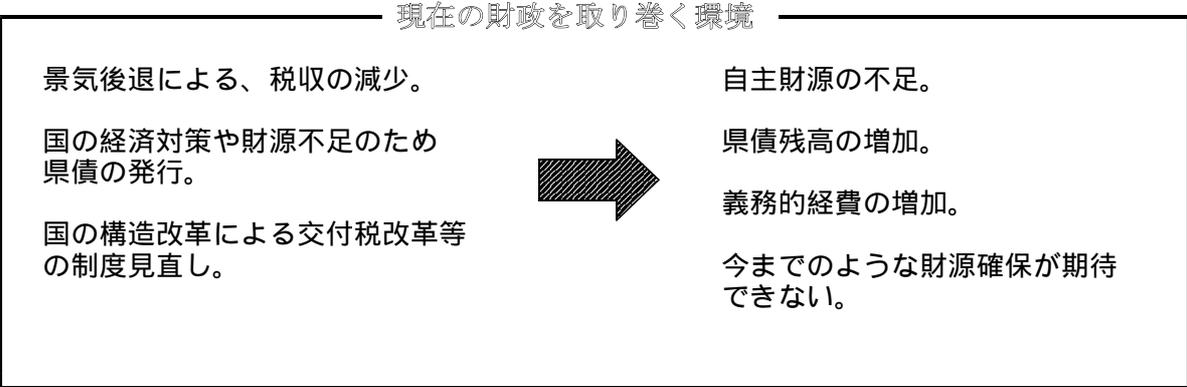
対象業務	機関名
試験研究	ハイテクプラザ、農業総合研究センター（H18.4.1開所予定）、林業研究センター、水産試験場、水産種苗研究所、内水面試験場、環境センター、衛生研究所、環境医学研究所
大学	医科大学、会津大学
工業用水道事業、電気事業、病院事業	左の業務を行っている機関
社会福祉事業	県営社会福祉施設
公共的な施設で政令で定めるものの設置・管理	-

地方独立行政法人制度のイメージ

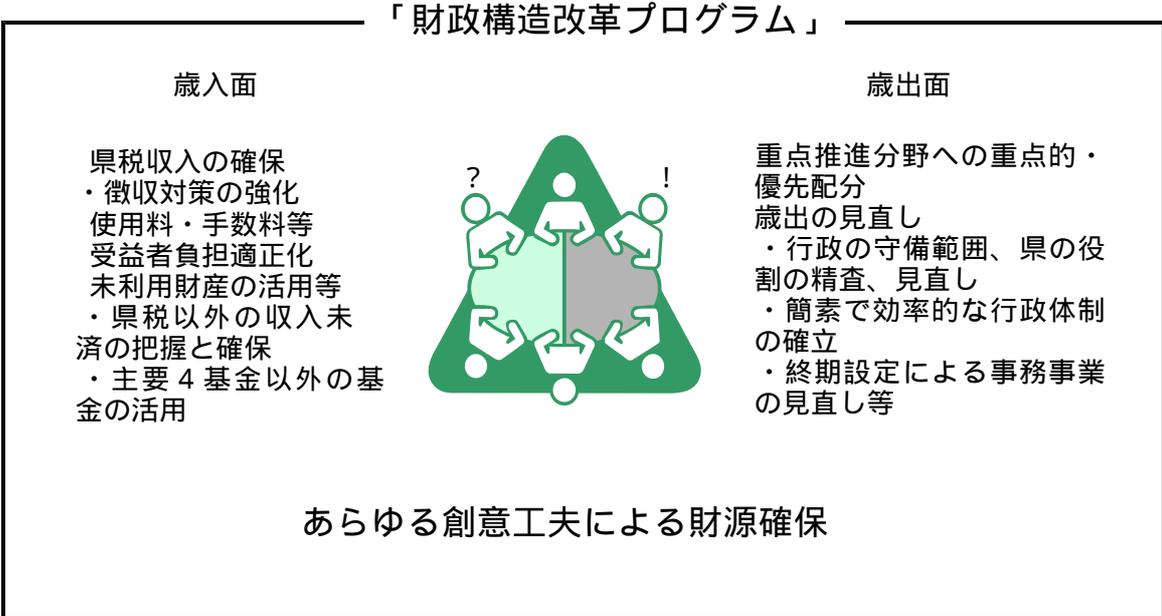


推進項目	- 2 これまでの改革の深化・徹底																																	
取組項目	(1) 健全で柔軟な財政構造の確立	担当グループ名																																
		財政グループ																																
取組の内容																																		
<p>財政構造改革プログラムに基づく収支均衡*1型予算の確立への取組み 歳入の確保及び歳出の削減などあらゆる取組みの実施により、プログラムの適切な進行管理を行い、平成17年度当初の予算において収支均衡型予算の達成を図ります。</p> <p><数値目標></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財源確保額*2 (A + B)</td> <td>240 億円</td> <td>275 億円</td> <td>290 億円</td> <td>285 億円</td> </tr> <tr> <td>うち歳入確保額 (A)</td> <td>20 億円</td> <td>20 億円</td> <td>15 億円</td> <td>15 億円</td> </tr> <tr> <td>うち歳出削減額 (B)</td> <td>220 億円</td> <td>255 億円</td> <td>275 億円</td> <td>270 億円</td> </tr> <tr> <td>財源確保対策後の不足額*3</td> <td>200 億円</td> <td>85 億円</td> <td>20 億円</td> <td>——</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考) <table border="1"> <tr> <td>中期財政見通しの財源不足額</td> <td>440 億円</td> <td>360 億円</td> <td>270 億円</td> <td>——</td> </tr> </table></p> <p>上記の成果指標については、計画期間内において、地方財政制度の枠組みや国の各年度の地方財政対策、さらには県税収入の動向等を総合的に勘案のうえ、年度間の調整を図りながら、実現を目指すこととしている。</p> <p>*1：当初予算編成において、主要4基金（財政調整基金、減債基金、公共施設等整備基金、社会福祉等整備基金）からの繰入がなくとも、歳入・歳出が釣り合っている状況。 *2：平成18年度までのプログラム期間中に、財政構造を転換するために各年度ごとに確保すべき財源。 *3：「中期財政見通し」による財源不足額と、「プログラム」で目標とした財源確保額の差額。</p>						15年度	16年度	17年度	18年度	財源確保額*2 (A + B)	240 億円	275 億円	290 億円	285 億円	うち歳入確保額 (A)	20 億円	20 億円	15 億円	15 億円	うち歳出削減額 (B)	220 億円	255 億円	275 億円	270 億円	財源確保対策後の不足額*3	200 億円	85 億円	20 億円	——	中期財政見通しの財源不足額	440 億円	360 億円	270 億円	——
	15年度	16年度	17年度	18年度																														
財源確保額*2 (A + B)	240 億円	275 億円	290 億円	285 億円																														
うち歳入確保額 (A)	20 億円	20 億円	15 億円	15 億円																														
うち歳出削減額 (B)	220 億円	255 億円	275 億円	270 億円																														
財源確保対策後の不足額*3	200 億円	85 億円	20 億円	——																														
中期財政見通しの財源不足額	440 億円	360 億円	270 億円	——																														
取組の工程表																																		
主な取組事項		15年度	16年度	17年度																														
財政構造改革プログラムの進行管理		(集中改革期間)		(体力回復期間)																														
-----		----->		-----																														
-----		-----		-----																														
備考																																		

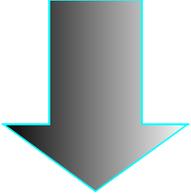
21世紀のふくしまを支える、健全で柔軟な財政構造を目指します。



↓ 変革が必要



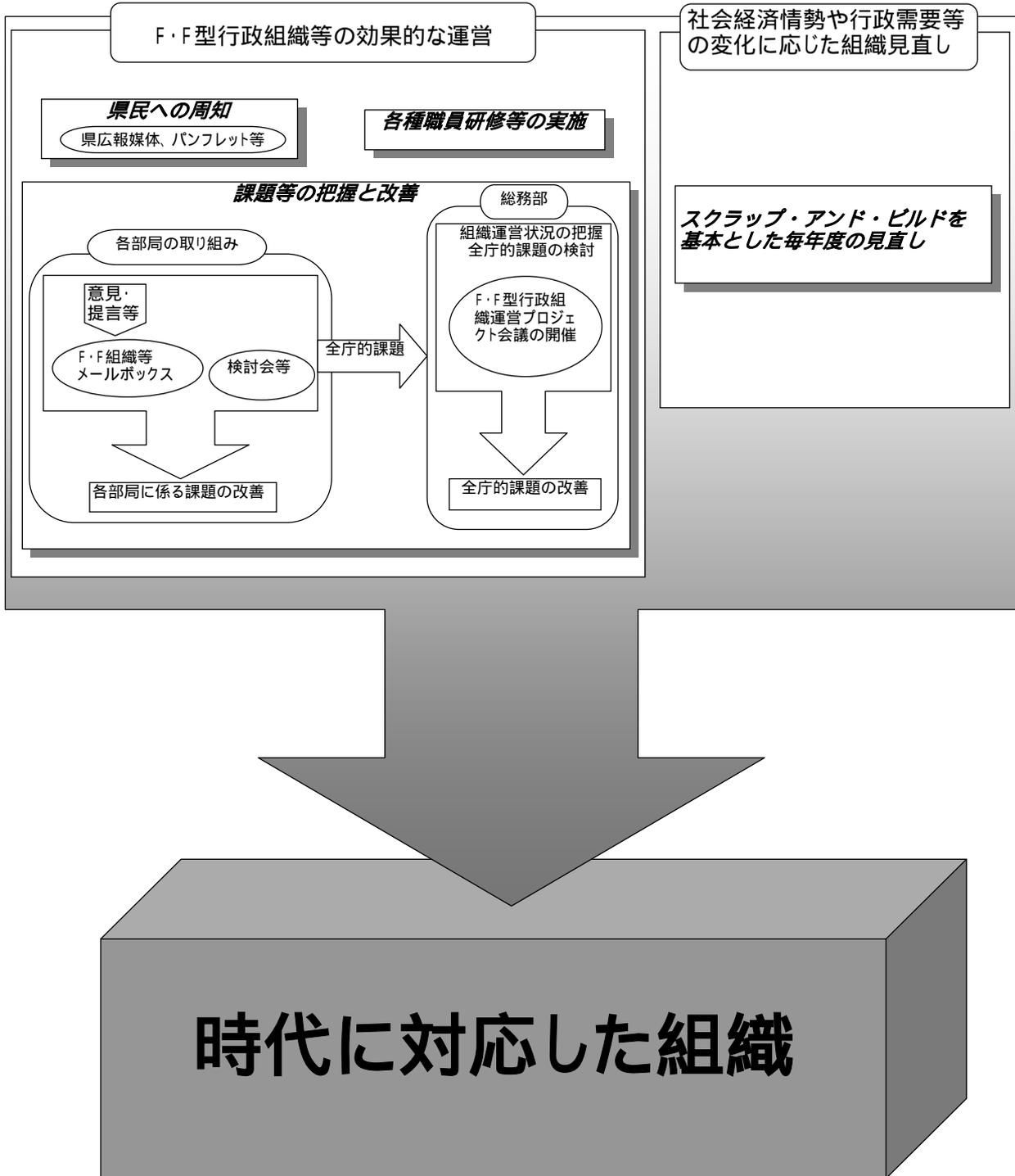
収支均衡型財政の確立



より一層の「21世紀のふくしま」の基盤整備の推進

推進項目	- 2 これまでの改革の深化・徹底			
取組項目	(2) 組織機構の見直し ア F・F型行政組織等の効果的な運営など 不断の組織の見直し	担当グループ名		
		行政経営グループ		
取組の内容				
<p>時代に対応した組織とするため、次の取組みを実施します。</p> <p>F・F型行政組織の効果的な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民への周知（県広報媒体の活用、パンフレットの配付等） ・ 各部局における「F・F組織等提案メールボックス」や検討会等を通じた課題等の把握と部局に係る課題等の改善 ・ 「F・F型行政組織運営プロジェクト会議」における全庁的な課題等の把握と改善 ・ 各種職員研修 <p>社会経済情勢や行政需要等の変化に応じた組織見直し スクラップ・アンド・ビルドを基本として、毎年度見直しを行う。</p>				
取組の工程表				
	主な取組事項	15年度	16年度	17年度
	F・F型行政組織の効果的な運営			→
	社会経済情勢や行政需要等の変化に応じた組織見直し			→
備考	<p>F・F組織等提案メールボックス：職員からの意見・提言等をF・F型行政組織等の改善につなげていくための仕組みで、イントラネットを活用し、各部ごとに設置。</p> <p>F・F型行政組織運営プロジェクト会議：F・F型行政組織がその趣旨・目的に沿って運用が図られるよう全庁的に取り組む目的で設置された会議及びそのワーキンググループ。</p>			

F・F型行政組織等の効果的な運営など 不断の組織の見直し



推進項目	- 2 これまでの改革の深化・徹底			
取組項目	(2) 組織機構の見直し イ 部局を超えた機構改革の検討	担当グループ名		
		行政経営グループ		
取組の内容				
<p>社会経済情勢の急激な変化や分権改革の潮流の中で、新しい時代における県民及び市町村との関係のあり方や行財政運営の基盤を再構築し、行財政運営の枠組み（パラダイム）の転換を図るという本大綱の基本目標を確実に実現する観点から、部局等を超えた組織機構改革について検討を進めます。</p>				
取組の工程表				
	主な取組事項	15年度	16年度	17年度
	機構改革の検討			→
備考				

機構改革の検討

基本的な視点（新たな時代への対応）

《県民との連携・協働》

県民を原点とした組織のあり方
産業支援のあり方

《市町村との分担・連携》

地域振興・市町村支援のあり方
出先機関のあり方

《行財政システムの確立：組織風土の改変》

総合政策部門のあり方
政策調整部門のあり方
分権と集権の再構築

行財政運営の枠組み（パラダイム）の転換の基盤整備

（F・F型行政組織等の深化・定着化と連動）

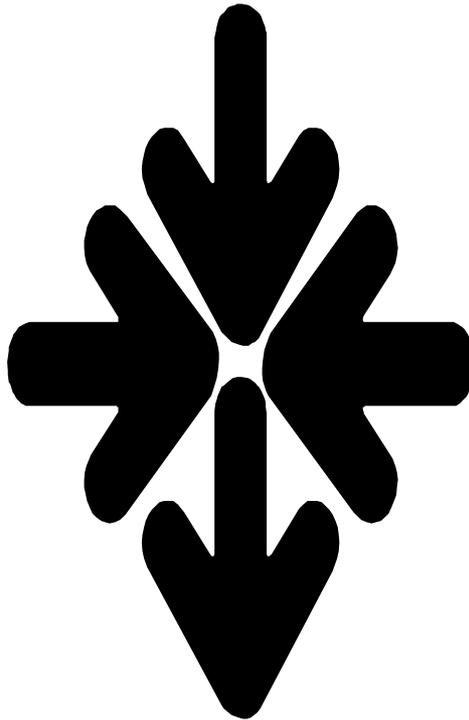
推進項目	- 2 これまでの改革の深化・徹底			
取組項目	(3) 電子県庁の推進 ア ITを活用した業務改革の推進	担当グループ名		
		電子社会推進グループ 行政経営グループ		
取組の内容				
<p>電子県庁を実現するため、県民の利便性向上、県政の透明性の向上、業務執行の高度化、業務執行の簡素効率化などの観点から総合的かつ体系的に整理した「ITを活用した業務改革指針」を策定し、業務改革を推進します。</p>				
取組の工程表				
主な取組事項		15年度	16年度	17年度
「ITを活用した業務改革指針」の策定		→		
指針による業務改革の推進			→	
備考				

従来の業務をいかに
改善し、県民の利便
性を向上するか？



県庁

- ・業務の高度化
- ・業務の簡素効率化



県民

- ・行政手続のオンライン化等による利便性向上
- ・情報交換、情報提供内容の充実による県政の透明性向上

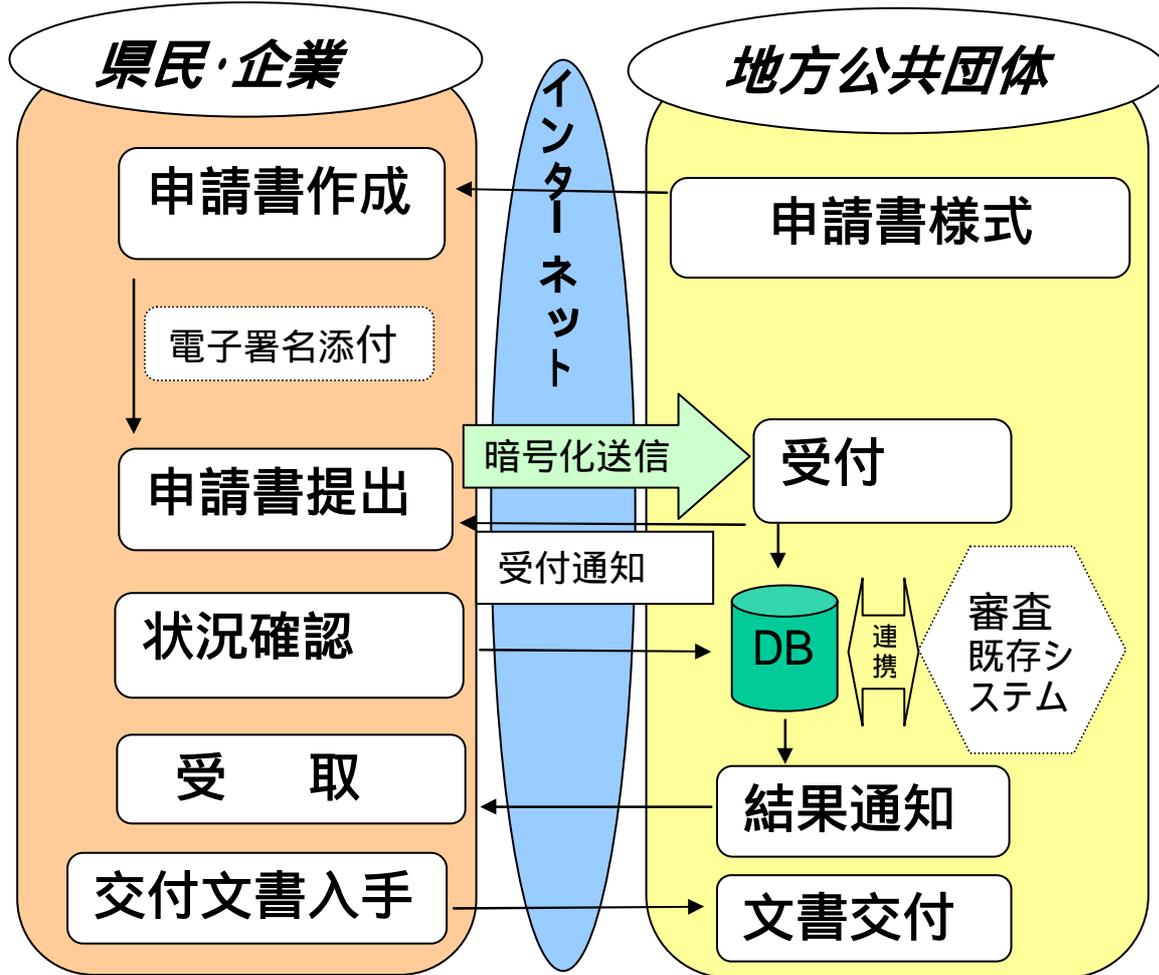


ITを活用した業務改革指針の策定

ナレッジマネジメント など

推進項目	- 2 これまでの改革の深化・徹底			
取組項目	(3) 電子県庁の推進 イ 申請・届出オンラインシステムの構築	担当グループ名		
		電子社会推進グループ		
取組の内容				
<p>申請・届出等の電子化にともなう様々な課題を解決し、各種書類の提出から、結果通知までのすべての過程をインターネット上で行うことができるように、次によりシステムを構築します。</p> <p>平成15年度～平成16年度にシステムを構築 平成16年度後半から運用開始 平成17年度以降、さらなるオンライン手続の拡大</p> <p>(数値目標：オンライン化した申請・届出業務数を17年度までに概ね200件とする。)</p>				
取組の工程表				
	主な取組事項	15年度	16年度	17年度
	申請・届出オンラインシステムの構築	→		
	申請・届出オンラインシステムの運用		→	
備考	<p>申請・届出等の電子化にともなう様々な課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インターネットを介して受け取った電子文書が本当に正しく、本人や県が作成したものであるか保証するための組織認証基盤や個人認証基盤の整備 ・ 複製が容易にできてしまう電子文書における原本性の確保 ・ インターネットで送信された電子的な申請・届出等の到達時刻の確認方法 ・ インターネットを使った手数料の納付決裁方法 ・ 条例や規則等の整備 ・ 各種の手続をインターネットで受け付けるためのシステムの標準仕様の策定 等 			

申請・届出オンラインシステムのイメージ



申請・届出オンラインシステムのメリット

県民・企業のメリット (住民サービスの向上)

窓口に出かける手間が不要
いつでもどこでもサービスの享受が可能
迅速に行政手続きが完了
手続き状況を容易に確認可能
複数窓口への申請が一元化される

窓口での待ち時間が不要
申請書類への手続き記入や重複入力が軽減

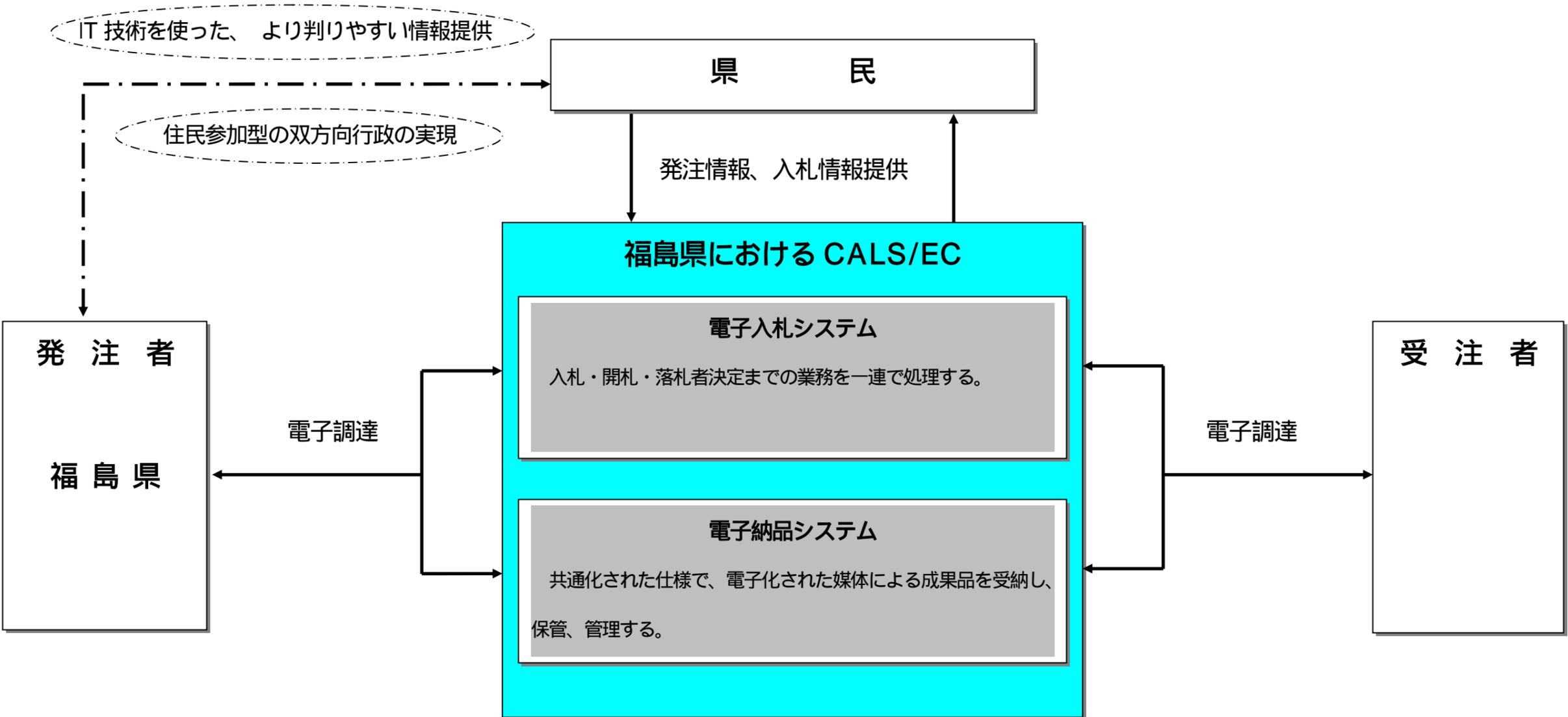
地方公共団体のメリット (行政事務の効率化)

業務の見直しによる事務の効率化・迅速化
受付、問合せ対応事務の軽減
形式審査事務の省力化
本人確認の正確性向上
再入力ミス削減による事務の正確性向上
管理DBへのデータ入力事務が不要
内部事務処理フローの迅速化・効率化
他機関との連携事務の軽減

* は電子申請システムと個別の業務システムを連携させた場合に表れるメリット

推進項目	- 2 これまでの改革の深化・徹底			
取組項目	(3) 電子県庁の推進 ウ 電子入札・納品システムの構築	担当グループ名		
		土木企画グループ		
取組の内容				
<p>「福島県CALS/EC基本方針」に基づき、公共事業等について、入札・開札・落札者決定までの業務を一連で処理する「電子入札システム」及び共通の仕様で電子化された媒体による成果品を受納し、保管、管理する「電子納品システム」を次のスケジュールで構築します。</p> <p>平成15年度 調査分析 平成16～18年度 システム構築（設計・開発）及び試行 平成19年度 運用開始</p>				
取組の工程表				
	主な取組事項	15年度	16年度	17年度
	調査分析	→		
	設計		→	
	開発			→
備考	<p>電子調達(CALS/EC)： CALS(Continuous Acquisition and Life-cycle Support)とは、企業間や組織間において、事業や製品等の計画、設計、製造、運用、保守に至るライフサイクルの各段階間や関係者間で発生する各種情報を電子化し、その伝達、共有、連携、再利用を効率的に行いコストの削減や生産性の向上を図ろうとする活動（概念）。</p> <p>EC(Electronic Commerce)は電子化された商取引を意味し、広告、入札、発注、決済などの行為をインターネットなどのネットワーク上で実現するもの。</p> <p>福島県CALS/EC基本方針： 本県では、県民への情報提供の充実、行政の透明性の向上、業務の効率性の向上を基本目標としたCALS/ECの導入に向けた基本方針を平成14年12月9日に策定。</p> <p>当面、調達業務（入札、納品）にCALS/ECを導入することとしており、この実現のため、電子入札システムと電子納品システムを構築し、平成19年度中の本格的な運用を目指す。</p>			

福島県における電子調達(CALS/EC)のイメージ



【基本目標】

県民への情報提供の充実

情報を電子化しインターネット等を利用することで、24時間どこからでも行政情報の提供が受けられ、行政サービスの向上が実現されます。

行政の透明性の向上

事務手続きの電子化と、行政情報の提供、公開などの充実を図ることにより、行政の透明性の向上が実現されます。

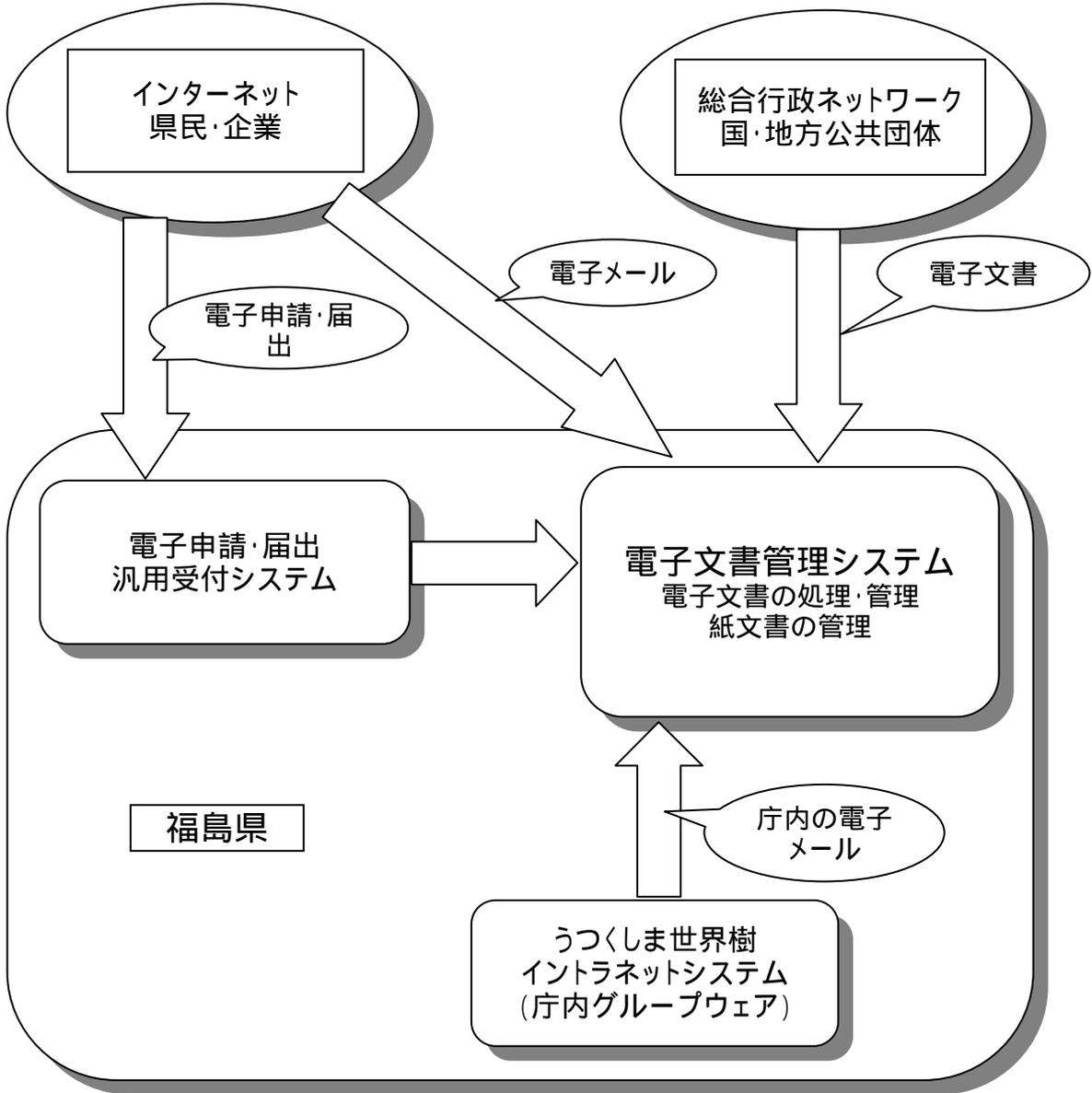
業務の効率性の向上

電子データの交換・共有による連携を図り、さらに電子データの再利用・加工をすることで、業務の効率性の向上等が実現されます。

推進項目	- 2 これまでの改革の深化・徹底			
取組項目	(3) 電子県庁の推進 エ 電子文書管理システムの構築	担当グループ名		
		文書法規グループ		
取組の内容				
<p>次により、文書管理のシステム化に取り組めます。</p> <p>システム実証実験の拡充、一部開発 システムの開発及び検証 システムの研修、一部運用開始 機器等の増設、知事部局における本運用開始（平成18年度）</p> <p>なお、電子文書管理システムの開発及びデータ等の蓄積を踏まえたうえで、電子情報公開システムの導入について検討します。</p>				
取組の工程表				
	主な取組事項	15年度	16年度	17年度
	システム実証実験の拡充、一部開発	→		
	システム開発、システム検証		→	
	システム研修、一部本運用			→
備考				

電子文書管理システム

【電子文書のながれ】



推進項目	- 2 これまでの改革の深化・徹底			
取組項目	(4) 政策評価制度の機能向上	担当グループ名		
		政策評価グループ		
取組の内容				
<p>政策評価（事業評価）制度をより機能させるために次の取組みを実施します。</p> <p>一層の成果を重視したものにするための改善 新たに終期が到来する事業について評価の対象とし、成果を検証して、今後の事業の継続の可否を検討することとします。</p> <p>客観性の向上等 専門知識の活用、多様な意見の反映、客観性や行政運営の透明性の確保を図るため、第三者機関の導入を進めます。</p> <p>各部局の主体的取組み及び結果の活用 現場重視、庁内分権の推進の観点から、各部局におけるマネジメントサイクルの確立に向け、個別事業評価を各部局が主体的に取り組めるようにします。 また結果を、予算要求における企画立案、予算編成作業における共通の情報、重点事業の企画立案及び次年度重点事業に活用します。</p> <p>（数値目標：事業評価の目的を（ある程度）達成できた（果たされている）と考える職員の割合を17年度までに概ね70%以上とする。（14年度は56.1%））</p>				
取組の工程表				
	主な取組事項	15年度	16年度	17年度
	一層の成果重視のための改善 （終期到来事業の追加）	→		
	第三者機関の導入	検討 →	導入 →	
	各部局の主体的取組及び結果の活用	検討 →	実施 →	
備考				

事業評価の目的

- ・マネジメントサイクル(PDCA)の確立
- ・成果重視型の行政運営の推進
- ・アカウンタビリティ(説明責任)の徹底

終期到来事業の追加

第三者機関の導入

各部局の主体的取組及び結果の活

評価制度の機能向上

- ・政策の質的向上
- ・効果的・効率的な事業の推進

福島県新長期総合計画「うつくしま21」の推進

一人ひとりが大切にされ、生き生きと生活できる社会の形成

持続的発展が可能な地域社会の形成

推進項目	- 2 これまでの改革の深化・徹底			
取組項目	(5) 外郭団体等の見直し ア 公社等外郭団体の見直し	担当グループ名		
		行政経営グループ		
取組の内容				
<p>実行計画に定める工程表に基づき、各年度ごとに詳細計画を策定し適切な進行管理を行い、見直し目標の着実な実現を図ります。</p> <p><見直し目標> 統廃合 累積欠損金の縮減 民間との役割分担 長期借入金への対応 県財政支出の削減 業務に見合った組織人員体制 時代に対応した事業展開等</p>				
取組の工程表				
	主な取組事項	15年度	16年度	17年度
	詳細計画の策定・進行管理	—————→		
備考				

公社等見直し実行計画（平成14年12月決定）のポイント

1 公社等外郭団体の統廃合

～指導対象公社を24団体から19団体に（5団体）～

（5団体の内訳）

福島県住宅供給公社の廃止

（財）物産プラザふくしまと（財）福島県観光開発公社の統合（平成18年度）

（社）福島県総合緑化センターと（財）福島県都市公園協会の統合（平成16年度）

（財）福島県長寿社会推進機構の他団体（（社福）福島県社会福祉協議会）との統合（平成14年度）

（社）福島県畜産公社の他団体（（社）福島県畜産振興協会）との統合（平成16年度目途）

2 累積欠損金の縮減

～総額8億5千万円の累積欠損金を4億9千万円まで縮減～

（財）福島県観光開発公社 1億1千万円（12年度末）を17年度までに解消

（財）福島県農業振興公社 6億2千万円（13年度末）を18年度までに4億9千万円まで縮減

（社）福島県畜産公社 1億2千万円（13年度末）を16年度目途に解消

3 民間との役割分担

～「民間でできることは民間へ」の考え方の下に民間委託～

県が（社）福島県総合緑化センターに委託している緑地管理事業（1億5千万円）等を、平成20年度までに民間へ委託

県が（財）福島県建設技術センター及び（財）福島県下水道公社に委託している設計等事業について、平成14年度中に委託基準を策定

（その他）

県立社会福祉施設の管理運営委託の民間開放について平成15年度中に検討

4 長期借入金への対応

～長期借入金に依存している（社）福島県林業公社の分収林事業の枠組みについて、方向性の打ち出し（平成15年度）～

現在の長期借入残高421億円

5 県財政支出の縮減

～（社福）福島県社会福祉事業団の運営自立化による収支差補填の解消 など～
収支差補填分12億円を今後10年程度で解消

6 組織人員体制

～事業縮小に伴う組織人員体制の見直し～

（財）福島県農業振興公社・（社）福島県林業公社・（社）福島県総合緑化センター など
福島県土地開発公社（福島県道路公社と管理部門の統合（平成16年度））

～県内中小企業等の総合的な支援が可能となる組織体制の構築～

（財）福島県産業振興センター

7 時代に対応した事業展開等

観光と一体となったふるさと製品の戦略的PRの強化（（財）物産プラザふくしま）

新たな時代に対応したシンクタンク機能の向上（シンクタンクふくしま）

青少年会館の利用率の向上（（財）福島県青少年育成・男女共生推進機構）

長期保有地の早期処分（（財）福島県農業振興公社）

あづま総合運動公園の利用者数の向上（（財）福島県都市公園協会）

推進項目	- 2 これまでの改革の深化・徹底			
取組項目	(5) 外郭団体等の見直し イ 県立病院事業の見直し	担当グループ名		
		県立病院グループ 行政経営グループ		
取組の内容				
<p>次により、見直しを行い、経営等の改善に取り組んでいきます。</p> <p>経営等改善方策の策定及び実施 当面取り組むべき経営等改善方策を具体化するための「経営等改善アクションプログラム」を策定し、外部有識者からなる県立病院事業改革委員会の検証を受けつつ、逐次実施します。 改革委員会からの提言を受け、アクションプログラムに反映させていきます。</p> <p>地方公営企業法の全部適用 地方公営企業法の全部適用について準備を進め、平成16年4月を目途に移行します。</p> <p>県立病院の役割・あり方についての見直し 改革委員会からの提言を受け、県立病院に求められる役割・あり方の大きな方向性をまとめます。</p> <p>病院事業管理者による改革の推進 地方公営企業法の全部適用に伴い設置される病院事業管理者の下で、改革委員会からの意見・提言を踏まえ、県立病院の役割やあり方まで踏み込んだ抜本的な見直しや経営等の改善方策に取り組みます。</p>				
取組の工程表				
	主な取組事項	15年度	16年度	17年度
	アクションプログラムの策定及び実行	→	} 病院事業管理者による 改革の推進	
	地方公営企業法の全部適用	準備 →		
	県立病院の役割・あり方の見直し	→		
備考				

県立病院事業の見直し

迅速な改革の推進（平成15年度）

1 当面とりくむべき経営等改善方策
改革委員会からの提言

2 地方公営企業法の全部適用

3 県立病院の役割・あり方
改革委員会からの提言

病院事業管理者による改革（平成16年度～）

推進項目	- 2 これまでの改革の深化・徹底			
取組項目	(5) 外郭団体等の見直し ウ 企業局事業の見直し	担当グループ名		
		企業局経営管理グループ 行政経営グループ		
取組の内容				
<p>次の手順により企業局事業の見直しを進めます。</p> <p>1 既存事業見直しの実行計画の策定 企業局既存事業の基本的方向を踏まえ、実行計画を策定します。</p> <p>2 今後の事業経営の方向性の検討等 今後の事業経営の方向性の検討・決定を行い、実行計画を策定します。</p> <p>3 見直しの着実な実行 実行計画の的確な進行管理により、企業局事業見直しを着実に実行します。</p>				
取組の工程表				
	主な取組事項	15年度	16年度	17年度
	既存事業の基本的方向の決定(14年度)			
	既存事業見直しの実行計画の策定	→		
	今後の事業経営の方向性の検討・決定	→		
	今後の事業経営の方向性を踏まえた実行計画の策定		→	
	実行計画に基づく進行管理	→	→	→
備考				

企業局事業の見直し

既存事業の見直し

今後の事業経営の方向性

既存事業の基本的方向の決定

工業用水道事業

管理のアウトソーシング

電気事業

民間事業者への譲渡

地域開発事業

未分譲地の完売

平成十四年度

既存事業について、基本的方向を踏まえた
実行計画の策定

今後の事業経営の方向性の検討・決定

平成十五年度

計画の実行

今後の事業経営の方向性を踏まえた

実行計画の策定

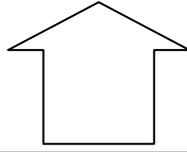
平成十六年度

平成十七年度

計画の実行・進行管理

推進項目	- 2 これまでの改革の深化・徹底			
取組項目	(5) 外郭団体等の見直し エ 県立医科大学医学部附属病院運営の見直し	担当グループ名		
		医科大学事務局経営企画グループ 行政経営グループ		
取組の内容				
<p>医科大学において進められる附属病院改革の取組みと連携しながら、次の内容により運営方法の見直しを実施します。</p> <p>見直し項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 病院の理念や運営に係る基本方針の確立 病院マネジメント機能の強化 病院経営の基本的条件の整備 病院経営の計画的改善 包括外部監査への対応 その他 <p>実行計画の策定</p> <p>見直し項目を実現するための具体的措置・方法等を盛り込んだ見直し実行計画を策定します。</p> <p>また、進行管理を適切に実施します。</p>				
取組の工程表				
	主な取組事項	15年度	16年度	17年度
	包括外部監査指摘事項の改善策取りまとめ	→		
	包括外部監査指摘事項の改善策の実施	→		
	見直し実行計画の策定	→		
	見直し実行計画の実施	→		
備考				

県民により信頼される附属病院

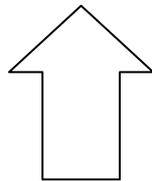


附属病院の運営方法改善

見直し実行計画の
策定・実施

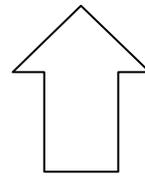
見直し項目

病院の理念や運営に係る基本方針の確立
病院マネジメント機能の強化
病院経営の基本的条件の整備
病院経営の計画的改善
包括外部監査への対応
その他



医科大学改革プラン

附属病院の運営改善策

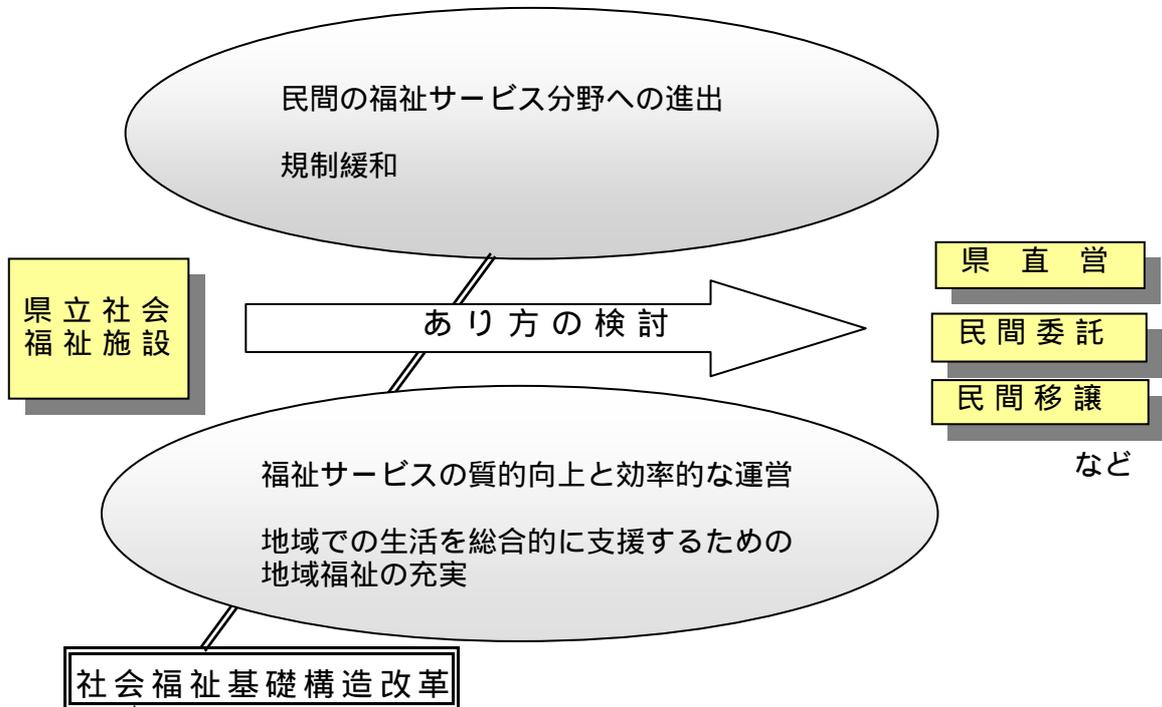


包括外部監査報告

財務
経営
施設、資産管理等
の適正化、効率化

推進項目	- 2 これまでの改革の深化・徹底			
取組項目	(6) 個別業務の見直し等 ア 県立社会福祉施設のあり方の見直し	担当グループ名		
		保健福祉総務領域 総務企画グループ		
取組の内容				
<p>県立社会福祉施設のあり方の検討、取りまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度適用施設、支援費制度適用施設、措置制度適用施設等に区分して検討を行います。 ・県直営、民間委託、民間移譲などの方向性を取りまとめます。 <p>検討結果の実行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設ごとの方向性に従い見直しの実行計画を策定します。 ・実行計画に基づき見直しを実施します。 				
取組の工程表				
	主な取組事項	15年度	16年度	17年度
	県立社会福祉施設のあり方の検討、取りまとめ	→		
	実行計画の策定			→
	見直し結果の実行			→
備考	平成16年度以降については、県立社会福祉施設各担当グループが取り組みます。			

県立社会福祉施設のあり方についての検討



今後増大・多様化が見込まれる福祉需要に対応するため社会福祉の共通基盤制度についての抜本的改正。

個人が尊厳を持ってその人らしい自立した生活が送れるよう、個人の選択を尊重した制度の確立、質の高い福祉サービスの拡充、個人の自立した生活を総合的に支援するための地域福祉の充実に図ることが目的。

福祉サービスの利用制度化：行政処分により福祉サービスの内容を決定する措置制度から、利用者がサービスの提供者と対等な関係に基づきサービスを選択し利用する制度へ変更。（知的障害者福祉サービスについて「支援費制度」の導入。）

限られた財源の中で良質なサービスを効率的に提供することを目指しており、規制緩和や競争原理の導入により「質と効率性」の向上を図るもの。

県立社会福祉施設 (22施設)

- ・救護施設
からまつ荘
喜多方しののめ荘
浪江ひまわり荘
- ・養護老人ホーム
希望ヶ丘ホーム
- ・介護老人福祉施設
飯坂ホーム
やまぶき荘
さつき荘

- ・重度身体障害者更生援護施設
ひばり寮
- ・身体障害者療護施設
きびたき寮
- ・知的障害者更生施設
けやき荘
かしわ荘
かえで荘
しらうめ荘
- ・知的障害者通勤寮
しらうめ通勤寮
- ・婦人保護相談所
しゃくなげ荘

- ・児童自立支援施設
福島学園
- ・乳児院
若松乳児院
- ・知的障害児施設
大笹生学園
ばんだい荘わかば
- ・ろうあ児施設
郡山光風学園
- ・肢体不自由児施設
心身障害児総合寮育センター

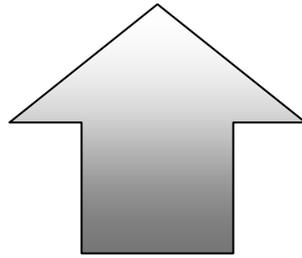
社会福祉事業団へ管理運営委託

推進項目	- 2 これまでの改革の深化・徹底			
取組項目	(6) 個別業務の見直し等 イ 農業改良普及事業の見直し	担当グループ名		
		普及教育グループ		
取組の内容				
<p>次の課題への対応が喫緊であることから、普及分野の重点化や民間との役割分担のあり方などの検討を行い、本県農業・農村の実態に即した効果的で効率的な体制整備を図ります。</p> <p>< 基本的な課題 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 経営感覚に優れた農業の担い手の育成 環境と調和した持続性の高い農業の推進 中山間地域の特色を生かした農業と農村の振興 水田を活用した農業の活性化 園芸産地づくりの推進 				
取組の工程表				
	主な取組事項	15年度	16年度	17年度
	農業改良普及事業の見直し・体制整備			→

備考	農業改良普及事業：農業改良助長法（昭和23年制定）に基づき、農業者に農業経営や農村生活に必要な知識を提供し、普及交換することができるようにする活動です。			

農業改良普及事業の見直し

本県農業・農村の実態に即した
効果的で効率的な農業改良普及体制



農業改良普及事業の見直し

農業・農村を取り巻く課題

経営感覚に優れた農業の担い手の育成

環境と調和した持続性の高い農業

中山間地域の特色を生かした農業と農村の振興

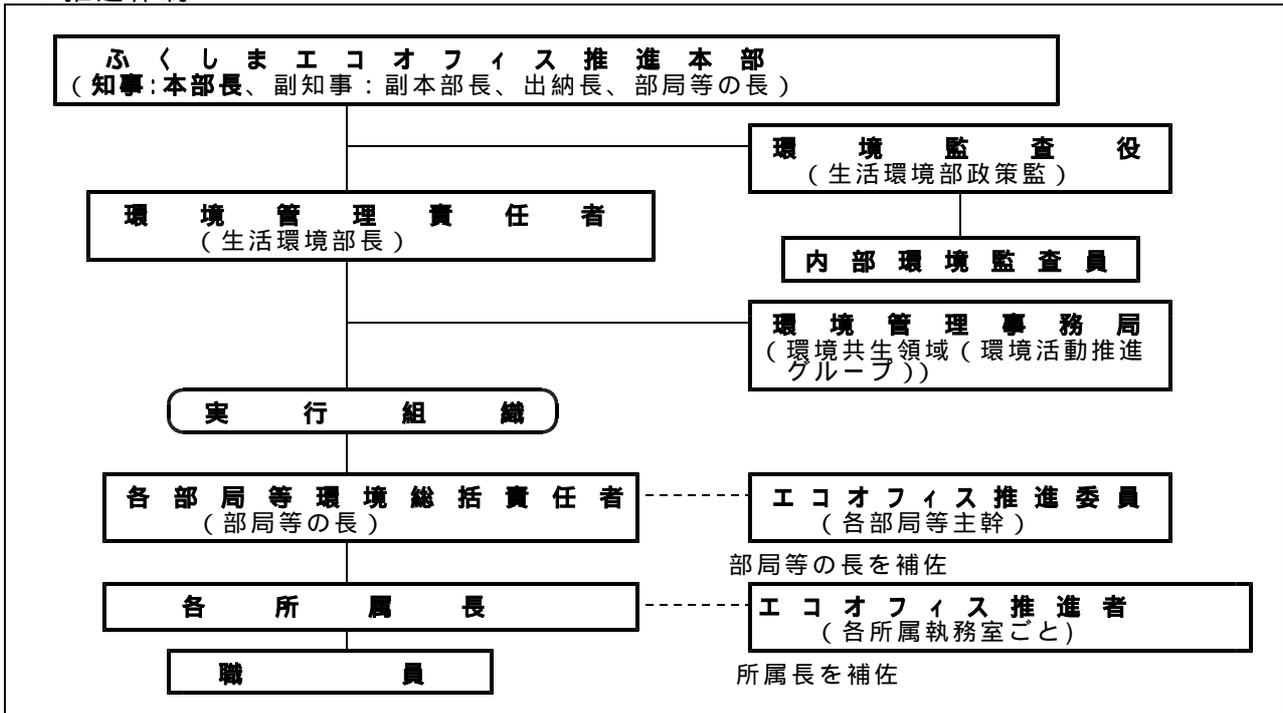
水田を活用した農業の活性化

園芸産地づくりの推進

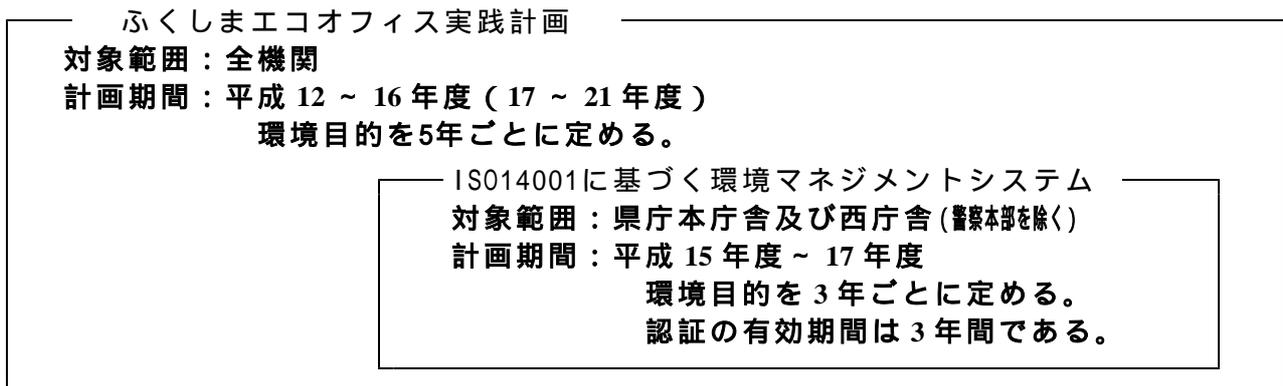
農業改良普及員等にかかる必置規制等
の見直し

推進項目	- 2 これまでの改革の深化・徹底																																		
取組項目	(6) 個別業務の見直し等 ウ 省エネ、省資源等の推進	担当グループ名																																	
		環境活動推進グループ																																	
取組の内容																																			
<p>次のような、設定された数値目標により取り組みます。</p> <p>ふくしまエコオフィス実践計画における環境目的 対象範囲：出先機関を含む全機関 計画期間：平成12年度から平成16年度 < 環境目的の例示 ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>環境目的(H16)</th> <th>基準年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コピー用紙等の用紙類使用量</td> <td>概ね90%以下</td> <td>H10</td> </tr> <tr> <td>電気使用量</td> <td>概ね95%以下</td> <td>H10</td> </tr> <tr> <td>ガソリン使用量</td> <td>概ね95%以下</td> <td>H10</td> </tr> </tbody> </table> <p>ISO14001に基づく環境マネジメントシステムにおける環境目的・目標 対象範囲：県庁本庁舎及び西庁舎内に所在する機関 計画期間：平成15年度から平成17年度 < 環境目的・目標の例示 ></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>環境側面</th> <th>環境目標(H15)</th> <th>環境目標(H16)</th> <th>環境目的(目標)(H17)</th> <th>基準年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気の使用</td> <td>99.5%未満</td> <td>99%未満</td> <td>99%未満</td> <td>H14</td> </tr> <tr> <td>ガソリンの使用</td> <td>100%未満</td> <td>99%未満</td> <td>98%未満</td> <td>H13</td> </tr> <tr> <td>コピー用紙の使用</td> <td>98%未満</td> <td>96%未満</td> <td>95%未満</td> <td>H14</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	環境目的(H16)	基準年度	コピー用紙等の用紙類使用量	概ね90%以下	H10	電気使用量	概ね95%以下	H10	ガソリン使用量	概ね95%以下	H10	環境側面	環境目標(H15)	環境目標(H16)	環境目的(目標)(H17)	基準年度	電気の使用	99.5%未満	99%未満	99%未満	H14	ガソリンの使用	100%未満	99%未満	98%未満	H13	コピー用紙の使用	98%未満	96%未満	95%未満	H14
項 目	環境目的(H16)	基準年度																																	
コピー用紙等の用紙類使用量	概ね90%以下	H10																																	
電気使用量	概ね95%以下	H10																																	
ガソリン使用量	概ね95%以下	H10																																	
環境側面	環境目標(H15)	環境目標(H16)	環境目的(目標)(H17)	基準年度																															
電気の使用	99.5%未満	99%未満	99%未満	H14																															
ガソリンの使用	100%未満	99%未満	98%未満	H13																															
コピー用紙の使用	98%未満	96%未満	95%未満	H14																															
取組の工程表																																			
主な取組事項		15年度	16年度	17年度																															
ふくしまエコオフィス実践計画に基づく取組み H17年度以降についてはH16年度に設定予定		→		→																															
ISO14001 に基づく環境マネジメントシステムの取組み		→		→																															
備考	ISO14001：環境マネジメントシステムに関する国際規格であり、計画(Plan)、実施(Do)、点検(Check)、見直し(Action)のPDCAサイクルで、企業等の組織体が継続的に環境負荷を低減するための管理システム																																		

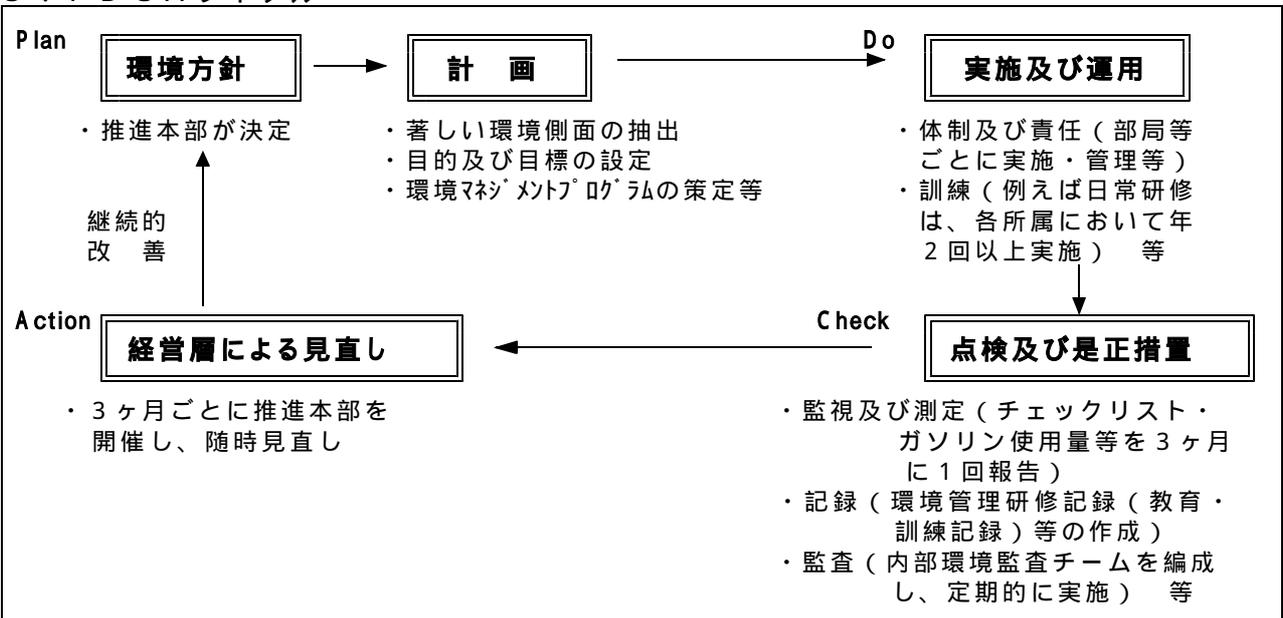
1. 推進体制



2. 対象範囲及び計画期間



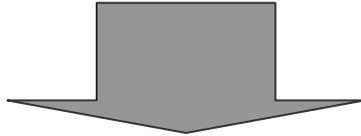
3. PDCAサイクル



推進項目	- 3 定数の削減			
取組項目	適正な定員管理	担当グループ名		
		行政経営グループ		
取組の内容				
<p>様々な行政課題に対応する一方で、現下の厳しい社会経済状況や行財政状況を踏まえ、県行政運営の一層の効率化を図る観点から、定数条例を改正し、厳格な定員適正管理を図っていきます。</p> <p>定数条例の改正内容 知事部局の職員定数 9,014 人を平成 15 年度に、現時点での（ ）必要職員数を基本に 439 人削減し、8,575 人とします。 さらに、平成 15 年度から 17 年度までの 3 カ年において、100 人の純減を実現し、平成 18 年 4 月から 8,475 人にします。 15 年 2 月議会</p> <p>定員適正管理の具体的手法 スクラップアンドビルドを基本に、下記の点に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務事業の見直し ・ 民間委託の徹底 ・ IT の活用等による事務の効率化 ・ 組織機構の見直し など <p style="text-align: center;">（数値目標：平成 18 年 4 月 1 日までに定員 100 人削減を達成）</p>				
取組の工程表				
	主な取組事項	15 年度	16 年度	17 年度
	条例定数を踏まえた定員管理			→
備考				

簡素でスリムな体制を目指した定数の削減

知事部局の職員定数9,014人を平成15年度に、現時点()での必要職員数を基本に439人削減し、8,575人とします。



さらに、平成15年度から17年度の3か年において、一層の事務事業の効率化等により100人の純減を実現し、平成18年4月から8,475人にします。

